

令和6年3月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和6年3月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 3号	令和6年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託
第 3	議案第 4号	令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 5号	令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 5	議案第 6号	令和6年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 6	議案第 7号	令和6年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 7	議案第 8号	令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第 8	議案第 9号	令和6年度大竹市水道事業会計予算	
第 9	議案第10号	令和6年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第10	議案第11号	令和6年度大竹市下水道事業会計予算	
第11	議案第17号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	
第12	議案第18号	大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第13	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第14	議案第27号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)
第15	議案第29号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	(原案可決)
第16	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第17	議案第32号	令和5年度大竹市一般会計補正予算(第7号)	(原案可決)
第18	議案第14号	大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について	(原案可決)
第19	議案第15号	大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について	(原案可決)
第20	議案第16号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	(原案可決)
第21	議案第20号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	(原案可決)
第22	議案第21号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育	(原案可決)

	事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
第23	議案第22号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)
第24	議案第23号 大竹市介護保険条例の一部改正について	(原案可決)
第25	議案第24号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	生活環境 (原案可決)
第26	議案第25号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第27	議案第26号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第28	議案第28号 大竹市水道条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第30号 工事施行協定の変更について (大竹駅自由通路等)	(原案可決)
第30	議案第33号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	(原案可決)
第31	議案第34号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算 (第4号)	(原案可決)

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第3号から日程第10 議案第11号 (一般質問・総括質疑・付託)
- 日程第11 議案第17号から日程第17 議案第32号 (報告・表決)
- 日程第18 議案第14号から日程第31 議案第34号 (報告・表決)

#### ○出席議員 (15人)

1番	北地 範久	2番	中野 友博
3番	豊川 和也	4番	山代 英資
5番	岡 和明	6番	小出 哲義
7番	末広 天佑	8番	藤川 和弘
9番	中川 智之	10番	小田上 尚典
11番	西村 一啓	12番	山崎 年一
13番	日域 究	14番	細川 雅子
15番	寺岡 公章		

#### ○欠席議員 (なし)

#### ○説明のため出席した者

市	長	入山 欣郎
副	市	長 太田 勲男

教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
建設部地籍調査担当部長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長  
自 治 振 興 課 長  
市 民 税 務 課 長  
建 設 管 理 監  
監 理 課 長  
土 木 課 長  
都 市 計 画 課 長  
総 務 学 事 課 長  
生 涯 学 習 課 長

小 西 啓 二  
佐 伯 和 規  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
山 本 茂 広  
小 田 健 治  
古 賀 正 則  
小 田 明 博  
柿 本 剛  
三 井 佳 和  
岡 崎 研 二  
吉 村 隆 宏  
見 当 邦 晴  
建 石 尚 男  
廻 本 実  
山 田 浩 史  
貞 盛 倫 子  
川 村 恭 彦

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

山 田 智 徳  
北 修 治

10時00分 開議

○議長（北地範久） 定足数に達しておりますので、これより、直ちに本日の会議を開きます。

これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第2～日程第10〔一括上程〕**

議案第 3号 令和6年度大竹市一般会計予算

議案第 4号 令和6年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 5号 令和6年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 令和6年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 令和6年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 令和6年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 令和6年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 令和6年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 令和6年度大竹市下水道事業会計予算

○議長（北地範久） 日程第2、議案第3号令和6年度大竹市一般会計予算から、日程第10、議案第11号令和6年度大竹市下水道事業会計予算に至る9件を、一括して議題といたします。

3月8日の議事を継続し、一般質問及び総括質疑を行います。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

10番、小田上尚典議員。

〔10番 小田上尚典議員 登壇〕

○10番（小田上尚典） 10番、調の会の小田上尚典です。なるべく皆さんと一緒に考えながら、そして、提案しながらの一般質問になるよう努力しますので、よろしくお願いいたします。

今回は、私自身も日頃の移動手段として、そして、スポーツとしても利用している自転車の交通安全啓発についてです。

突然ですが、自転車は歩道を走ってもいいのでしょうか。道路交通法第2条で、自転車は軽車両とされています。道路交通法第17条により、軽車両となる自転車は、原則車道进行することとあります。歩道は例外です。基本的に歩道を走ることはいけません。道路交通法第63条の3から、自転車についての規則があり、それ以降の条文から、歩道进行できる場合は、大きく分けて3パターンです。

1つ目は、歩道に自転車通行可の標識があるとき。2つ目は、13歳未満の子供や70歳以

上の高齢者、そして、体の不自由な人が運転しているとき。3つ目、ここが少し分りにくいのですが、工事や車両の駐車で車道の通行が困難な場合や、自動車の通行量が多く、車道の幅が狭いなどの理由で、自動車等と接触の危険がある場合。その他、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないときとなっています。ほかにも、歩道を通行する際には徐行をすること、車道側を走ることなど、さまざまな決まりがあります。

では、横断歩道はどうでしょうか。交差点の進入は。制限速度はどうでしょうか。聞かれてみると、案外すぐには答えられないものがあるのではないのでしょうか。しかも、それが本当に正しいのか、自信がありますか。

幅広い層の人が使う自転車は、日常生活において非常に便利で手軽に乗ることができる反面、法的には軽車両として複雑な法令が多く、意識していなければ、戸惑うことが多いのも事実です。

実は大竹市、自転車の利用率が高い市です。令和2年度の国勢調査において、15歳以上の自転車の通勤・通学での利用率は、自動車に次ぐ2番目の利用率の高さ、全体の約24.2%を占めています。この結果は、県内23市町の中で4番目、14市の中では一番高い数字です。あくまでこれは一部からの視点ですが、もしかすると、広島県内で一番自転車に乗っている市民が多い市と言えるかもしれません。

皆さん御存じとは思いますが、令和5年4月1日から、改正道路交通法によりヘルメットの着用が努力義務となり、県条例により、自転車の保険加入が義務化され、1年を迎えました。先日、さらに反則金などの青切符制度を盛り込んだ改正案が閣議決定され、報道されています。自転車利用者を取り巻く環境は以前よりも厳しくなっていますし、今後さらに厳しくなっていくことが予想されます。

昨年の法改正の要因として、近年の自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っているとされており、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用時と比較すると約2.3倍も高くなるそうです。運転手の命を守るために、ヘルメットは努力義務化に至りました。

さらに、自転車の損害賠償保険の加入は、広島県では義務化となっています。その背景として、万が一事故を起こしてしまい、他人に重大な損害を与えてしまった場合には、高額な賠償責任が生じる可能性があるからです。

事例として頻繁に取り上げられているものを紹介すると、小学生の運転する自転車と60代の歩行者とで事故が起き、60代の歩行者が意識不明となった件では、賠償金が約9,520万円と、高額なものでした。事故の被害に遭った人の救済、事故を起こしてしまった人の経済的負担を軽減するためにも、保険の加入が求められます。ただ、義務化とはいえ、加入の確認等が困難な点もあり、罰則規定はありません。

しかし、このような法改正を受けて、当初はヘルメットの在庫不足などが報道されましたが、ヘルメットを着用することに抵抗がある人や、自身が自転車保険に加入しているか不明のまま運転している人などが見受けられます。

この肌感覚を数字に表しているのが、警察庁が2023年9月に発表した、ヘルメット着用率の調査結果です。全国平均が13.5%と決して高くはない中、山口県21.5%、島根県

11.3%、鳥取県30.9%、広島県は6.6%と、中国地方で最下位。全国的に見ても38位と、着用率の低さが目立ちます。

このような現状を受けて質問いたします。

現状の安全運転啓発活動の内容や効果、ヘルメットの着用率の低さについて、どのように認識していますか。

また、昨年の法改正前後で、取り組みの変化があれば教えてください。

さらに課題として、警察庁の調査では、小学校3年生から自転車事故が増加する傾向にあると発表しています。小学生から高校生にかけての交通ルールの遵守の指導・啓発と、事故の割合が多い高齢者に対する啓発では方法が異なると思いますが、どのように考えていますか。

法的な部分で見れば、道路交通法の所管は国家公安委員会、警察庁です。国や県の取り組みが大前提なことは承知していますが、市としてできる取り組みは何がありますか、御紹介ください。

以上、登壇しての質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 県内では、交通事故の約2割が自転車関連の事故とのことでございます。そうした状況を心配されての御質問と思います。ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

道路交通法が改正され、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。法改正の背景には、交通事故全体に占める自転車事故の割合が増加していることや、事故時にヘルメットを着用していなかったことによる重症化が要因となっています。

初めに、自転車利用やヘルメットの着用率などについてです。

議員御指摘のとおり、令和2年度の国勢調査では、市内での通勤・通学の自転車の利用割合が24.2%と、自動車に次いで多い結果となっています。

令和5年度の警察庁の調査では、県内の自転車ヘルメットの着用率は6.6%で、47都道府県中38位と、全国平均を下回っています。ヘルメットを着用しない理由として、着用が努力義務であること、ヘルメット置き場がないこと、みんながかぶっていないことなどが挙げられています。

自転車事故の統計から、被害の軽減には頭部を保護することが重要となっています。そうしたことから、ヘルメット着用率を上げていくため、安全意識の向上に取り組んでいく必要があると考えています。

次に、本市の自転車を利用する際の交通安全に関する取り組みについてです。

交通安全に関する広報啓発では、市ホームページに、自転車安全利用五則を掲載し、交通マナーの向上やヘルメット着用などの啓発を行っています。

また、警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全への意識啓発を推進するため、街頭啓発などのほか、世代の特性に応じた小学校での交通安全教室や高齢者への自

転車講習などを実施しています。

さらに、法改正後の取り組みとして、令和5年5月に、プロ自転車ロードレースチームのヴィクトワール広島、広島県自転車協同組合大竹支部及び大竹警察署と連携し、大規模事業所の現役世代の従業員に対して、ヘルメット着用の必要性や自転車の危険運転防止などに関する自転車安全講習を実施し、その内容を市広報にも掲載し、あわせてヘルメットの正しいつけ方についても周知を行っています。

地域や職域を通じた啓発活動は、市、警察及び交通安全協会が主体となり、また、学校などでの指導や啓発は、教育委員会と連携して実施しています。なお、本市では交通安全を呼びかけるため、独自に制作したエコファイルの啓発物品に、自転車ヘルメット着用のメッセージを盛り込んで周知を行っています。

今後も地域、学校及び事業所などで、子供から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、自転車の安全利用やヘルメット着用に関する周知、啓発活動などを実施し、重大事故の防止に向けた取り組みを推進していきたいと考えています。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） 御答弁ありがとうございます。

御紹介いただいた中で、まず、本市の法改正後の取り組みというところで、ヴィクトワール広島、自転車のプロチームの方を呼んで、講習会をしてもらったと。それは大人に向けてというところだったと思います。

広島県というのは、結構いろんなスポーツのプロチームがあるところで、いろんなスポーツに触れられるのがいいなというふうに思っていました。実際、子育てをしていく中で、プロチームが地元にあるというものだと、もちろん野球にしてもサッカーにしても、バレー、バスケ、自転車、ほかにもありますけれども、何か応援しやすくなるというのがあって、非常にいいなと思っています。応援していた選手たち、こういうプロの人たちがいるんだというのを知ってもらって、間近に来てもらって教えてもらうというのは、心にも響きますでしょうし、記憶にも残るんだろうなと思います。

この取り組み、まず、このヴィクトワール広島、プロスポーツチームの方に来ていただいたという取り組みなんですけど、市広報のほうで拝見させていただきました。すごくいい取り組みだなと思ったんですけども、何か、大人だけではもったいないような気がするんですね。

この取り組みがなぜ始まったのか、なぜ、大きいところでやってみよう、まず、事業者でやってみようと思われたのか、そこと、この取り組みを今後どのように考えているのか、どういうふうに広げたいかというところですね。

この2点を伺いたいのと、あと2つ。先ほど、小学校、連携していく中で、市、警察、交通安全協会、そして、教育委員会というところで、やはり指導していく年齢別というか、分野別で役割分担してますと。

小・中学校というのは、自転車ヘルメットが非常に大切だと思います。特に、道路交通法で言われているように、13歳までは歩道を走ってもいいよと言われるくらい、自転車は危

ないものなんだと。

何か恥ずかしい話ですけど、僕は中学校から自転車通学をしてまして、車と事故したことが何度かあります。一度は、確実にヘルメットしてなかったら大変なことになっていただろうという事故の経験もあります。それは学校で、もちろん通学のときにヘルメットをしなければ通学してはいけませんという決まりがあって、学校に定められたヘルメットをかぶっていたからよかったという記憶があります。

今、小学校、中学校でどのような啓発をされているか。今、少し御答弁の中で紹介ありましたが、もっと習慣的に、休みの日も、できればつけてほしいわけですよ、学校が終わって放課後になっても。なので、そういうところの現状。

そして、自転車通学している子に、ヘルメットというのは貸与してるんですか、買ってもらってるんですかね。そこもちょっとお伺いしたいなと思います。

年齢制限とか、そういうものが全くなくて、乗れるようになったら乗れる乗り物というのは、基本的に自転車くらい。免許も必要ない。最近、法改正もされましたし、条例も改正しましたが、電動キックボードも年齢制限があったりとかというところで、免許がなくても乗れるものはほかにもありますが、本当に手軽でどんな方でも乗っているというのが自転車です。そんな自転車が、ヘルメットの着用率、県内6.6%で、大竹市も割合としては非常に高い中、なので、この6.6%近い数字なのではないかなと、肌感覚で思います。

ヘルメット購入補助、ほかの市町がやってるからということではなくて、大竹市は、国勢調査の数字をちょっと、ぱっと見たんですけど、かなり率は高いので、一番使われている移動手段だから、大竹市としてヘルメットを補助します、みたいな考え方もあるとは思いますが、そちらのお考えをお聞かせください。4点ですね、お願いします。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） まず、令和5年度に、自転車プロロードレースチーム、ヴィクトワール広島と、あと、市内の自転車販売店などで組織されます広島県自転車協同組合大竹支部の皆さんにお手伝いをいただいて、それに大竹警察署、大竹交通安全協会の方、そして、大規模事業者の方、皆さんと協働して、市主体となってこの事業をやっておるんですけれども、例えば、少し御紹介させていただきますと、自転車の安全講習におきまして、自転車ロードレースのプロの選手から、自転車走行時の注意点や危険予測など、参加体験型の講習をしていただいております。

また、自転車販売店の方々には、自転車の点検整備、ヘルメット着用の重要性及び購入時の注意点についてなどの講習をいただいております。また、警察署には、自転車事故発生状況などの講話をしていただいて、そういった周知と情報発信を行っております。

これを大規模事業所で行ったというのは、なかなかこういった現役世代の方に対していろんな自転車の講習をするというのが、今まで少なかったものですから、それと大規模事業所では、工場内で多く、皆さん自転車を使われているということもあります。通勤にも使われているということもありますので、現役世代の方に対して、こういった講習をしております。

また、こういった新たな取り組みができた理由なんですけれども、本市と他の機関との

人事交流を行っております。そうした関係で、担当課に配置された職員の新たな視点や手法により実施できたものです。

次に、今後こういった取り組みをどのように継承していくか、発展していくかについてなんですけれども、令和5年度に、こうした新たな取り組みを協働で実施しました機関、団体、企業とのつながりを今後も大切にして、来年度以降も自転車の安全、交通安全に関する取り組みをまた協働してできるよう、担当課としても、職員間の情報共有や引き継ぎをしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

あと、こういった取り組みなんですけれども、引き続き地域、事業所、学校などで自転車安全講習を開催することで、幅広い年齢層に対しまして、安全な自転車の利用方法やヘルメットの着用の重要性などの周知啓発を行っていくことで、自転車に関係する事故の減少や、ヘルメットの着用率向上につながっていくものと考えております。

また、今後の発展についてなんですけれども、こうした取り組みを通じまして、子供から大人まで、自転車利用の安全に対する必要な知識を身につけてもらいながら、誰にとっても身近な自転車に興味を持ってもらうことで、スポーツ振興や健康増進へつながることを期待しております。

それと、自転車ヘルメットの購入補助に関することです。

自転車ヘルメット購入補助につきましては、県内の市町では、三原市と廿日市市が補助金制度を導入しております。ただ、本市におきましては、現在、補助金制度の導入は考えてはおりません。

現状、警察庁の令和4年度の統計なんですけれども、自転車が絡んだ交通事故は、交通事故全体の件数に占める割合が増加しております。その中で、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が、頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた方に比べ、約2.1倍高くなっております。

その統計の中で、自転車が関係した死亡・重傷事故の約4分の3は、自転車側に法令違反が認められております。交通ルールを遵守されていれば、事故防止につながった可能性が強調されております。

さらに、令和5年8月の警察庁の調査では、ヘルメットを着用しない理由として、まず、努力義務だから。次に、乗る前・乗った後の置き場に困るから。次に、乗る時間や距離が短いから。そして、みんなかぶっていないから。次に、髪型が崩れるからが上位を占めております。このことから、金銭的な理由ではなく、安全に対する意識が低いことが課題であることが分かります。

そうした背景から、まずは自転車利用者の方に、自転車は道路交通法上の軽車両として位置づけられており、守らなければならないルールがあることの周知や、安全に対する意識を高める啓発に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、市広報、市ホームページ及び市独自啓発物品の活用や、関係機関と連携した啓発活動や、各種自転車安全講習などにより、交通ルールや自転車安全利用五則を遵守することで、事故防止に大きな効果があること。また、ヘルメットを着用して頭部を保護することで、重大な事故に至らない可能性が高まることについて、周知や啓発をしていき

たいと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 小・中学校の段階から、日常的にヘルメット着用を習慣づけるための啓発の取り組みについてお答えします。

小・中学校ともに、保健の授業の中で交通事故の防止についての内容があり、自転車の安全な乗り方や、自転車安全利用五則について学習をしております。また、長期休業前には、交通安全、生活習慣についての指導とあわせて、交通安全に係る指導もしておりますので、その中で繰り返し指導をするようにしております。

また、保健の授業とは別に、小学校では、警察等に御協力をいただいた自転車教室等で、乗り方や安全指導を行っており、その様子は学校だよりなどで保護者の方へもお知らせをして、指導の内容を周知するようにしております。

それから、自転車通学の状況についてですが、中学校では遠方から通学する生徒に、自転車通学を許可しております。自転車通学をする際は、ヘルメットの着用と、それから、自転車保険に加入することを義務づけております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ありがとうございます。

ちょっとさっきの答弁のところからで、保険の加入とヘルメットは絶対ですよというふうなことだと思うんですけど、ヘルメットの補助、特にあるかないか、また後で教えてください。

ヘルメットの補助はせずに啓発活動だけ、まずは啓発活動なんだと、アンケートの結果を見ても、場所的な問題、あとはみんながかぶってないとかというところ。何でみんながかぶってないんでしょうかね。多分、別にいいだろうと思ってるからなんだろうと思います。

それは啓発活動が大切なんだと思いますが、登壇して質問させていただいたときに、若年層と高齢者等で違いがあると思うんですけど、その違いの具体的なものがあったら教えてほしいなと思いました。

小学校1年生から高齢の方にかけて、自転車安全利用五則。自転車は車道が原則、歩道は例外。車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。安全ルールを守る。飲酒運転、2人乗り、並進の禁止。夜間はライト点灯。交差点での信号遵守と一時停止、安全確認。子供はヘルメットを着用。

これ、違うよと思われたと思うんですけど、子供はヘルメット着用というのは、これ令和4年度の広島県の自転車マナーアップ強化月間スローガンなんですけど、先月か、自治振興課に伺ったときに、これがそのまま刺さっていると。啓発やってますといっても、なかなか難しいのは分かります。だって、これに、置いてあったものに、万が一に備え自転車保険に加入しましょうと書いてあるんですけど、一番新しいもの、市のホームページにもリンク貼ってますけど、それはもう自転車保険は義務ですと、加入は義務ですというふうに書かれています。これは加入しましょうとしか書いてない。それはそうですよね、改正する

前のやつが置いてあるから。

前職でちょっと接客をする仕事でしたが、カタログというものが非常に多くあります。もう本当に3カ月に1回とか、新しくなるんですね、カタログ。でも、その古いカタログがそのままだと、その古いカタログを持ってお客様が来られて、これが欲しいと言われる。金額が違うことも往々にしてあります。商品がないことも往々にしてあります。申し訳ございませんと謝るのは、もちろん販売員の作業です。細かいことを言うようですが、こういうところからなのではないかなと思います。

市のホームページを見ても、自転車保険は義務ですとは多分書いてないと思うんですね。加入しましょうしか書いてないと思います。広島県内は義務なので、義務と書いていただきたいなと思います。啓発活動が先ですとっていただいている割には、できてないことが多いなという気がします。

なぜ、登壇して、若年層と高齢層の啓発活動は違うのではないかとお尋ねしたのは、ちょっと自転車のことをずっと調べていて、NPO法人自転車政策・計画推進機構の理事長を今されている古倉宗治さんという方が、かなり前に土木計画学会研究会というところで発表されている、自転車のルール遵守意識と教育啓発内容の有効性。なので、どれだけ自転車のルールというのは守らなくていいと思われてるか、若年層・高齢層に分けて、どういう啓発の仕方が有効かというのを、アンケートをとって調べられています。

このパンフレットにもあるとおり、一番最初のこの問題点で、単なるルールの列挙のみで、その根拠、必要性の説明がない。あってもごく一部、危ないことの一般的説明があるのみや、事故の事例の提示のみであると。もう、まさにそのとおりの、これは県がつくっているものなので何ともなんですが、これを補ってあげる作業が要るのではないかなということです。この資料が悪いというわけではなくてですね。

では、やり方は何がいいんでしょうというところもしっかり載ってまして、若い層は、道路交通法はこういうのがあります、決まりがあります、決まりを守らないといけませんというところで、そもそもそういう決まりを知らなかったな、何となくこうなのではないかなと思ってたけど、こういう決まりがあるんだと、これ守らないといけないんだというところが一番効果的らしいです。そうか、ルールはしっかり守らないといけないんだなど。事故のデータとかもいいみたいです。

高齢者は、事故をしたときに損害賠償でかなりのお金がかかる可能性がありますとか、あと、こういう運転をしてると事故したときに危ないですよとか、致死率がこれだけありますよとかという、これは自分が損するなというふうに思わせるデータが有効だというふうに言われてたりします。

なので、今回、70周年記念の事業概要の中にもございますが、安全運転の啓発で幾らか計上していただいています。詳しい内容は予算特別委員会の中に譲るとしますが、もう少しどの層にどのようなアプローチをするかというのを考えながら啓発をしないと、いつまでたっても保険にも入ってくれない、いつまでたってもヘルメットもかぶられないというような事態になるのではないかなと思います。

具体的などころをどういうふうに考えられているか、あと、啓発活動、この自転車安全

利用五則以上に警察とか県が示しているものを補ってあげる活動というのは、市町でないとできないのかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） 御提案、いろいろありがとうございます。

まず、議員おっしゃるように、啓発の中で、交通安全は自転車だけではなくて、いろいろな啓発をする中で、チラシなんかも必要なものだけ書くということが多いのは確かでございます。

なので、それがなぜ必要なのか、どういう効果があるのか。そういったものにつきまして、例えば、先ほど私もちょっと申しましたが、交通ルールを守ることで事故防止に大きな期待がかかるとありますと、また、ヘルメットを着用して頭部を保護することで、重大な事故に至らない可能性が高まるということにつきまして、警察庁などの数値を提示しながら、具体的にそういった気づき、そういったものを市民の方に気づいていただけるよう、周知に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、高齢者や、あと、子供に対する取り組みなんですけれども、例えば、高齢者の場合でしたら、認知ミス、あと、ハンドル操作のミス、あと、転倒事故が多いとか、ちょっとそういった高齢者の事故の特性があります。そういった特性を、自転車講習などを開催することで、周知を行っていきたいと思っております。

あと、お子さんに対するものなんですけれども、ちょっと具体的には今後考えていかなければならないと思うんですけども、保護者もあわせて、一緒に講習等が受けられるような、交通安全意識の向上が高まるような取り組みについて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 総務学事課長。

○総務学事課長（貞盛倫子） 通学に係るヘルメットの補助についてですが、通学に係るヘルメットの補助は、現在はしていません。

ただ、就学援助費の区分の中に、学用品費の通学用品購入費というものがあまして、その通学用品購入費で、自転車通学するために学校が定めるヘルメットを購入した場合は、これに該当すると考えております。

また、先ほどもお話ししましたが、小・中学生に対する自転車の安全な乗り方、特にヘルメットの着用に関しての指導については、もう保健の授業等でもやっておりますが、繰り返し子供たちのほうに指導していかないといけないことだと考えております。

以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。

○10番（小田上尚典） ありがとうございます。

ちょっと、学校のほうから。通学する際に、自転車で通学という立地、家から学校までの距離というところで自転車通学をするとなった場合に、補助、どうでしょうということなんですが、やっているとところは安芸高田市とかやっていますよね。やっていますんで、全くない事例ではないということということで、検討もしていただければなと思います。

こういうことを言うと、何のための一般質問なのかになってしまうんですが、ヘルメットを補助してもらうことが目的ではないんですね。ヘルメットをかぶってもらうことが目的なので、それをどうしようかというところですよ。

今御提案させてもらった、やっぱりどうしても、かぶらなくていいんだったらかぶらなくていいほうが楽なんです。ヘルメットのことを調べていて、原付がヘルメットをかぶらないといけなくなったのが、1986年だったみたいです。僕はまだ生まれてませんが、小さい頃に、あれ、原付というのはヘルメットかぶらなくていいのだろう、みたいなことを言っている大人がいたように思います。

今となつては、原付でヘルメットをかぶらないというのはあり得ない、当たり前でしょうとなつてると思うんですけど、では、自転車でヘルメットをかぶるとなるまで、どれだけ時間がかかるのかというところだと思います。

もちろん、歩道を走っては駄目ですよと言われても、車道なんてどこを走ればいいんだよと思います。実際に、車を運転するときには自転車が車道にいて、ちょっと怖いな、歩道に行ってくれたらいいのになと思う車の運転手の心理もあると思います。

それはもう国の道路行政含めての話なので、そこまでは言えませんが、では、どこから啓発して、どこが一番効率的で、どこが注目してもらって関心を持ってもらえるんだろうという、やっぱり補助かなと思ったりもするわけです。

啓発活動といっても、すごく大変だと思います。最初に言っていただきました、人事交流で新たな視点が入ってという、この人材のおかげで1つ事業が始まりましたが、今後どうやってこれを継続していくのか。では、これを継続していくという中で、先ほど紹介したこのパンフレットの更新ができてない。これというのは、いや、仕方ないですよ、更新できないのは。人手がない、時間がない、仕事がいっぱいある、大変。

これをどう変えるかという、この、恐らく今日の午後以降にあるんでしょうが、情報化の計画が総務文教委員協議会のほうで発表いただけます。DXについてどうやって取り組んでいくのかというのが分かると思うんですが、これ1個1個議員からの一般質問に対して、もうちょっと人手があればと思うことは、皆さんあると思います。

この人手をどうつくるか。市民が求めているであろうことをどうやっていくのかで、この今言った人事交流でできた人脈をどう保つのか、子供たちのヘルメット着用はどう声かけをしていくのか、全部時間が要ることです。人として、人と人が接しないとできないことにどう時間を割くかというのがDXだと思うんですけども、もし担当課でDXに対して何か今後思いがあれば、お伺いしたいなと思います。

だって効率化されるわけですから、今までやってた仕事が、事務作業は短くなる可能性があるんですからこれをやっていきたいとか、自転車の話に戻すと、自転車というのは基本的に危険です。死にます。プロチーム、ヴィクトワール広島が来てくださってですが、数年に1回、ロードレース、ロードバイクのレースだと、亡くなる方もおられます。いろいろな理由で、事故だったりで亡くなる方はおられます。自転車というのは死んでしまうんですよ。それに乗っているという意識を、まず、持ってもらわないといけないと思います。

どんなスポーツでも恐怖心というのはあると思うので、その中で、自転車はスポーツ外にも使われるもの、日常的に使っているもの、では、こんな危険なもの乗るかよと思われたら、面白くないですね。国の計画としても、自転車活用推進法というのがあって、健康づくりにしても、今日3月11日、もう13年たちますけど、災害のときにも自転車は有効活用されました。とあるメーカーが被災地に自転車を送って、活用してもらったという事例も出てます。

自転車というのはいい乗り物ですよ。車に乗ってて移動したら分からない雰囲気、空気、景色、匂い、それが分かるのは自転車。バイクだとちょっと早い。自転車だと、何だろう、ちょっと止まってみようということができる。そういうものをしっかり使ってもらいたいので、では、使ってもらうためにはしっかり啓発活動してくださいねというところなんですけど、啓発活動は、このまま行かれますか。

もうちょっと、市制施行70周年もありますし、安心感、危ないものですよで終わる気がします、このままお話を伺ってたら。そこに安心感があるような啓発ができないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） ちょっとDXの関係が出ましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

職員の時間の作り方というところだと思います。あくまで、DXは手段の1つなんだろうというふうに思います。自治振興課に限ったことではございませんが、現状で行っている業務を、やらなくてもいいことをやってないかとか、無駄はないかとか、あと、職員の業務負担は適切かとか、ちょっとDX以外のことでも、再度業務の再点検をしてもらって、その課題や問題点について業務の改善を図っていく方法、これをまずはやっぱり探っていくかといけないんだろうと思います。その結果として、デジタル技術を使って、活用して有効的であると、その業務をつくるのが、時間をつくるのが有効であるというふうになれば、そういった形で取り組みを検討する必要があるんだろうというふうに思います。

では、DX自体でどうかという部分については、例えば、一昨年からAI議事録、これで3割ぐらい業務が減ってますよという結果が出ておりますし、例えば、オンライン会議とか、そういった県に出張しなくてもよくなりましたし、そういったことも、職員の時間をつくることにとって有効なんだろうと。

これから先、まださらに何かないかということで、来年度以降、若手職員によるプロジェクトチームをつくって、業務の改善策を模索していくという取り組みをしていくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（北地範久） 自治振興課長。

○自治振興課長（岡崎研二） それでは、担当課の効率的な啓発活動ということなんですけれども、まず、議員おっしゃいましたように、職員の時間をどのようにつくっていくかというのは、全体の中でのDXの影響が大きいと思います。また、この広報啓発につきましても、効率的に市民に広く広報啓発を行っていくためには、インターネットなどの媒体の

活用など、今後、さまざまな手法を参考にするなど検討していきたいと考えております。  
以上です。

○議長（北地範久） 小田上議員。5回目です。

○10番（小田上尚典） そうですね。何かDXの質問ではないので、今日は自転車の安全のことなので、DXはこの程度にしておいて、この後の総務文教委員協議会のほうでもしっかり伺わせていただければと思います。

自転車から、こういうふうには皆さんの連携されてるところ、特に自治振興課だと、警察、防犯連合会とか、いろんなところと連携し合って啓発活動をされてると思うんですが、いかんせん自転車だからみたいな、気軽な乗り物だからというところが、どう拭いていいんだろうというふうに思われてると思うんですよ。

何かどれだけ啓発してもヘルメットかぶってくれないのではないかみたいな、そういう思いもあったりするのかなと思って、その1つの方法として、世代ごとにちょっと取り組みを変えるところの御提案で、全世代によく分かりやすいのはヘルメットの補助かなというところで、御提案をさせていただきました。

ほかでもいいと思いますよ。市内業者で、自転車保険というのはいっぱい種類があるので難しいんですが、点検をしてもらったら1年間はその自転車に対して保険がつきますというものもありますので、例えばですが、それに補助する。そして、小学校3年生ぐらいですかね、自転車の安全運転の講習を受けるのが。なので、その受けた子たちにヘルメットの補助をしてあげるとか、何かきっかけになるタイミングをつくってあげてほしいなど。なあなあで行ってしまうと、なあなあになってしまうのかなと。

これ県が、保険もそうですよ、保険だって県の計画だと、実数で40%ちょっとの方が入られてるという数字が出てますけど、では、半分は入ってなくて運転されてるということです。国とか県が物事を決めてきてやってるのはすごく分かるんですが、もう今までDXとかいろんな一般質問をさせてもらったその中で、決まった条文、決まった法律の中から、どれだけ人間味を出して血の通った政策をするかというのが、市の行政だと思います。その1つとして、今回、自転車保険を取り上げさせていただきました。

この自転車の保険、自転車の取り組みに関しては、大竹市はほかにも計画をお持ちのほうです。その計画をしっかりと使って行って、健康づくりとかいろんなところ、幅広い視野で、教育だったり健康づくり、生涯学習、本当にいろんなところで捉えられると思うので、しっかり検討いただいて、大竹市は自転車に乗る人いっぱいいるけど、ヘルメットもよくかぶってるよねと。

残念ながら昨日、2人乗りの右側通行がイまして、残念だなと思ったりもしました。なので、それがなくなって、大竹市というのは自転車はしっかり乗ってるよねと、車を運転してる人も、何か大竹市に入ると、自転車がちゃんと走ってるよねと思ってもらえるような市になったらいいなと思って、一般質問させていただきました。

今後、しっかり人と接しながらやっていただければと思います。血の通った行政を何とぞよろしく願いして、終わろうと思います。ありがとうございました。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開

は11時5分といたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

10時53分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、13番、日域究議員。

[13番 日域 究議員 登壇]

○13番（日域 究） 市民の味方の日域でございます。今から一般質問させていただきます。

今から予算特別委員会があつて、何か今回総括質疑というタイトルですけれども、最初に、7年前の話から始めます。

平成29年3月議会の最終日、予算案の採決で、私は一般会計のあることを指摘して、反対討論をしました。予算は原案どおり成立しましたが、次の6月議会で補正予算が提出され、私の指摘した部分が修正されました。

先日の議員研修会で、講師の高沖秀宣先生から、議員側から修正案を出せ、なんて言われましたけど、他の議員の理解が及ばないこともあります。不可解な部分は単独でも指摘すべきだと思います。議会のチェック機能とはそういうことだと思いますので、これからも皆さんと一緒に頑張っていきたいと思ひます。

では、最初の質問です。

今年は大竹市制70周年の年ですよね。私は昨年から、昭和30年代の大竹市を少し調べてるんですが、とにかくすごい時代です。ない袖を思い切り振って、大手企業を一気に誘致し、それがその後の大竹市の原型となり、今があるんです。我々はその恩恵をものすごく大きく受けています。そのことは心から感謝申し上げた上で、積み残しの問題について真剣に対応するのが、後に続く我々の役割ではないかと思ひて、今回も質問します。

ということで、毎回のように取り上げている土地問題ですが、今回は大竹市公有財産管理規則というものが大竹市にあつて、土地開発公社もその影響下にあることが分かったという点が新しいことです。そうであれば、今までいただいた答弁も、監理課の職員から私が受けてきた説明も、以前に気軽に交わした雑談も、かなりの部分でつじつまが合わなくなるのではないかと思ひます。いずれにしても、過去の話の多くは御破算になる気がします。

まずは前回までの復習ですが、要するに大竹市は複数の土地問題が絡み合つて、解決する上で大きな障害となっています。何とかしましょうよという話です。

1つ目はまず、公図の不正確さや、登記簿はあつても公図に場所の地番の記載がない、そういう土地の多さです。これが問題の原点です。

2つ目は、公図に記載がない土地への固定資産税の課税です。もともとの固定資産税が始まった時期に、税務署からもらった課税地図には、地番の記載はあつたんだと思ひんだけれども、その後の大竹市が行つたお粗末な国土調査で、公図への記載が漏れた地番が

多くあるんでしょうね。でも、今まで課税していたわけですから、急に課税しませんとは言にくい。結局、実際はどこにあるか分からない土地に対して、地番図という内緒の地図をつくって地番を書き込み、それで大竹市は課税を続けている。それが現状です。

3つ目です。土地開発公社のずさんな土地買収です。公図がお粗末だから、土地を買収するのも手間がかかります。手を抜けば楽ですが、結果として問題が大きくなって、先送りされるだけです。この公社の土地買収に、公有財産管理規則が関係するという部分が新しい点です。これらが絡み合い、不都合のトライアングルとなって、解決を困難にしています。

では、最初に、公社の問題です。公社の理事でもある私は、最近、公社の業務方法書なるものをもらいました。要するに、公社の業務規程ですね。そこには第12条契約として、土地の売買、造成工事等契約に関する事務処理については、大竹市の例によるとあります。

公社は、市有地の先行取得、そういう目的の別働隊であり、取得した土地はその後市が買い取るというのが手順ですから、公社が買う段階で、当然ですが市の基準を満たしておく必要があります。ところが公社の土地の多くは、市の規則である大竹市公有財産管理規則にある事前の境界確認をせずに買収し、放置しています。境界が確定していないこの土地を、市はどうやって買い取りますか。これでは市が買うときに困りますよね。

公社職員のルール違反自体は公社の理事会で追及するとして、実質的には公社と一体的である大竹市として、これをどうお考えでしょうか。リアルな案件で言えば、小方2丁目の所在不明の土地、その土地の登記簿の地権者から、令和2年に公社が土地の寄附を受けました。どこにあるか分からないですけれども、一応、名義上、公社が寄附を受けたということですね。

公有財産管理規則に照らせば、寄附を受けるには、土地の場所や形状を把握することになっていますから、それが不明であれば、寄附は受けられませんよね。担当した当の職員は、ルールを知らなかったのか、あるいは知っていて無視したのか、どちらにしても驚くしかありません。

私は寄附される直前に、理事として、彼と寄附について話しました。誰か親しい人の名義に変えておく手はあるよねと私も言いましたが、公社が寄附を受けるとは思いませんでした。加えて、公有財産管理規則が公社に適用されることも知りませんでした。理事として私にも問題がある、その点は私の反省点です。

職員による規則を無視した行為、市長はいかがお考えでしょうか。土地開発公社は、いわゆる公拡法、公有地の拡大の推進に関する法律を根拠につくられた法人ですが、その第19条には、設立団体の長は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、土地開発公社に対し、その業務に関し必要な命令をすることができるものと定めてあります。その点を踏まえて御答弁ください。

そして、もう1つ、公図に記載のない、所在不明地の固定資産税課税です。私の認識と市民税務課の認識が随分違います。

私は、昨年秋の決算特別委員会で、大竹市のような課税の仕方をしている自治体がほかにあるかを質問しました。答弁は、「ある」でした。しかし、その名称は先方の了解をも

らっていないので言えない、そういうことでした。

今回は、さきに言った小方の所在不明地に絞ります。公社所有になった小方2丁目の土地は、公社所有地になる前からずっと課税が留保されており、そして、地番図にも記載はありませんでした。どこにあるか分からないから、課税もしないし、できないし、当然、地図にも書いてなかったわけですね。それが公社が寄附を受けた途端に、地番図に載りました。

あの土地は、単に登記簿上の所有者名義が変わっただけです。なぜ、地番図に載ったのでしょうか。なぜ、今まで載らなかったのでしょうか。以前は課税図と呼び、今でも課税の根拠となっている地番図です。寄附を受ける前に比べて何が変わったのか、理論的に不可解なのでお尋ねします。新規に地番図に載せた根拠を教えてください。

最後に、この問題ですが、大竹市の方法は正しいんだという姿勢は、皆さん変わりませんよね。職員が一体何を守ろうとしてるのか、理解ができません。これも古い話ですが、以前私が指摘した、土地開発公社は農地を所有できないという決まりは、皆さんが反発せずに、すぐに受け入れてくださいました。それですぐ決着しました。しかし、この課税問題だけは、執行部の皆さんが頑として受け入れてくれません。正しいと言い張っています。でも、私の知るどこの町も、そんなことをやっていないんです。

益田市では、行政不服審査会の結論が裁判でひっくり返りました。益田市は公図に記載があつて、いいですか、公図に記載があつて、当然登記簿もあるわけですがけれども、それでも現地に行って確認できなかつたら、課税はできない。それが最高裁の判決ですよ。邪馬台国並みにどこにあるか分からない土地、客観的根拠も何もない土地に課税する、それを続ける根拠を教えてください。これは単なる質疑応答ですから、水かけ論になったら決着はつかないわけですよ。そうすると益田市のように、司法の場に行くしかないんですけれども、そうなったときに勝つ自信はおありでしょうか。

以上で、最初の質問を終わります。

2番目は、教育問題ですね。

今、学校教育が追い込まれている、そんな感じがします。ブラック職場というイメージが定着し、教員志望者も減り、加えて児童生徒に対する教師の性的犯罪というんですか、本当にニュースを見てても、もう嫌になるぐらい目に余ります。

学校教育とは一体何でしょうか。義務教育の構造改革における中央教育審議会の審議で、こんなことが書いてありました。義務教育システムというんですけれども、1番、国の責任による責任によるインプット。括弧して、目標設定とその実現のための基盤整備ですね。国が最初にまず決めるわけですね。

2番、実施の責任を有する自治体や学校が担うプロセス、これは実施過程ですね。

3番、国の責任によるアウトカム、教育の結果と書いてありますね。アウトカムの検証という構造で捉えている。

確かに国が基本を決めて、地方自治体がそれを実行して、ちゃんとできてるかなというふうに、あと、国がもう1回、大きく見るわけですね。

大竹市の教育委員会は、2番目の実施の責任を負う立場です。

教育課程は、あまねく児童生徒全員が対象ではありますが、問題はその個人差です。前から私が感じていることなんですけれども、今、ある世界では、多様性という言葉が不自然なまでに強調します。しかし、教育を受ける児童生徒の多様性は、なぜか無視されてますよね。

子供というのはものすごくバラエティーに富んでるんです。それを、画一的に年齢による学年で分類してるだけです。そこに大きな問題が隠れています。年齢だけの分類で、小学校1年生から中学3年生までの9年間もの間、一定速度のベルトコンベヤーに乗せられます。教育課程はそのようにつくられていますからね。

教育指導の順番は致し方ないと思いますが、問題はスピードです。説明しやすいので、算数、数学を例にちょっと話します。1から10まで数えることは、多くの子供が小さい頃に体験することだと思います。この数列が理解できれば、足し算、引き算が可能になります。そのあたりで、今度は九九が出てきますね。これを頭で理解して覚える子もいるでしょうし、歌のように覚える子もいるでしょう。これが掛け算、割り算の必須の小道具なんですね。ここが最初のポイントかなと思います。次に、分数の意味だったり、通分だったり、小学生の段階でも、関所のごとくいろいろポイントがあります。ここの理解が不十分でも、ベルトコンベヤーは止まらずに走ります。待ってくれません。そういうところを何とかできないものだろうかというふうに感じます。

話を戻します。理解度の異なる子を同時に、同様に扱うことを、国は求めてはいませんよね。学校給食の無償化は、ある意味で国の施策に抗う渾身の一手ですが、学校教育の一丁目一番地である義務教育の部分では、国の施策に抗うのではなく、大竹市として、固定観念の呪縛を解き放ってみませんか。P D C Aサイクルの導入とも言えます。

横道にそれますが、日本のGDPがドイツに抜かれました。人口が日本よりはるかに少ないドイツに抜かれた原因は、生産性の低さです。日本は労働争議で、合理化反対という奇妙な国ではありますが、仕方ないでは済まされません。

子供が学校に長時間いて、夜は塾に行って、お父さんは残業して、それで世間並みの成績なのであれば、今風に言えばタイパ、つまり時間当たりのパフォーマンスは最悪です。押しなべて先進国で言えば、勉強は学校で終わり、教科書を学校に置いて帰る。お父さんの仕事も定時で終わり。要は与えられた時間内にどれだけ効率を上げるかが、今の尺度なんですね、勝負の。時間を無駄に使う日本が負けて当然だと思います。

話を戻します。子供たちの若い頭脳は刺激を求めています。でも、公教育の現場では、十把一絡げの対応で、適切な扱いを受けていない児童生徒が多過ぎると思います。子供たちは多様です。学校はコアな共通部分だけを扱うのですが、それでも子供たちは多様です。単線ではなくマルチな教育を施して、義務教育の実を上げることを大竹市で企画してみませんか。

義務教育のやり方は大竹市の自治事務ですよ。法定受託義務ではありませんよね。大竹市の裁量権を發揮して、ぜひ、何かチャレンジしてみたいなと思って、一般質問いたしました。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政課題には、すぐに解決できないものが多く、難しいところがございます。そうしたことの背景を御理解いただいたうえで、よりよいまちづくりに向けた前向きな御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の義務教育における教育方法に一工夫をについては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の公有財産管理規則に反して、境界を確認せずに公社が土地を買ってきたことについてでございます。

まず、土地開発公社の用地取得についてです。

議員がおっしゃるように、土地開発公社の土地売買、造成工事などの契約に関する事務処理は、大竹市の例によるとされています。土地開発公社では、大竹市公有財産管理規則に基づき、適切に土地境界及び現況確認を行ったうえで取得を行っているとは認識していますが、一部の土地について、境界立会をした結果を記載、押印した書類が適切に保存されていないことにより、境界について、隣地の土地所有者と問題になっているケースがあることも承知しています。

土地開発公社においては、引き続き問題の解消に向けて、隣地の土地所有者と協議し、再度、境界立会を行うなど、解決に向けた取り組みを行っていくものと認識しています。

次に、今まで市の課税用地番図に記載されていなかったものが、寄附を起点に記載された根拠についてです。

個別の土地を特定してお答えすることはできませんので、一般論として、土地の取り扱いにおいて、それまで課税用地番図に記載がなかった土地を新たに記載することになる事例をお答えをいたします。

原則的には寄附行為もそうですが、売買や分筆、合筆などにより、登記簿や公図の記載事項に変更が生じたことの異動情報を、法務局から市が通知を受けたことにより、市の課税用地番図を変更する場合があります。そのうち、法務局から通知を受けた内容が、それまで課税用地番図に記載されていない土地であった場合は、土地の登記情報、現地の状況、過去の異動履歴などを確認したうえで、必要に応じて関係者に聞き取りを行い、総合的に土地評価が可能な状況で存在していると認められる場合に、新たに加える手順となります。

最後に、法的な判断についてですが、過去の判例に合致している案件かどうかということは、慎重に見極めていく必要があります。事案となるものそれぞれで争点も内容も異なってきますので、それをひとくくりに捉えることは極めて難しく、一概に同様の方針で進めていくこともできないと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の義務教育における教育方法の工夫に関する御

質問にお答えをいたします。

学校では、学習指導要領を踏まえ、学年ごとに作成した各教科などの年間指導計画に沿って事業を進めており、そのほとんどは、一斉授業の形態で実施をしております。一方で、学校にはさまざまな子供がおり、得意・不得意はそれぞれに異なっており、学習の理解に要する時間も個々に異なります。

こうしたことから、国の中央教育審議会答申では、学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めるために、ICTも最大限に活用しながら、多様な子供たちを誰1人取り残すことなく育成する、個別最適な学びを実現していくことを求めています。

具体的には、教師が支援の必要な子供に、より重点的な指導を行うことなどで、効果的な指導を実現することや、子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度などに応じて、指導方法、教材や学習時間などの柔軟な提供・設定を行うことなどが必要であるとしております。

本市においても、一斉指導型の授業だけでなく、タブレットなどを活用した個別学習やグループ学習で、個々の理解度にあわせて学習を進めたり、子供の興味・関心などに応じた課題学習を行ったりするなど、さまざまな学習活動を取り入れ、学力の定着に向けて取り組んでいるところでございます。

また、個別最適な学びを実現するための1つの方法として、自由進度学習に取り組もうとしている学校もございます。この自由進度学習は、子供たちが学習計画表に基づいて、自分のペースで教科内容を学び進める学習方法で、必ずやり終える学習と、自分で決めて自由にやる学習が設定をされております。教師は、多様な学習コーナーや、子供一人一人への支援ができるワークシートを準備し、子供たちが学習方法を選択して学習を進めていく機会を設けております。自由進度学習を取り入れることで、子供の学習意欲を引き出したり、友達同士で協力して学習を進めたりする意識が持てたなどの効果があったとのことでした。

このように、どの学校でも多様な子供たちの実態にあわせて、少しでもその力を伸ばしていけるよう、教育方法の工夫などに取り組んでいるところでございます。

今回、多様な子供たちの状況に合わせた多様な教育方法の工夫をという御提案をいただきましたが、全ての子供たちが分かる、できる、楽しいと感じる授業とするには、従来のやり方だけではなく、新たな発想を取り入れていくことが必要であるというふうに考えております。

授業のできた、分かったという子供たちの姿は、教員の一番の喜びでございます。今後も、多様な子供たちが学ぶ楽しさを味わい、学力の定着ができるよう、さまざまな方法を模索しながら、大竹市の学校教育のさらなる充実に向けて努めてまいりたいというふうに思います。

以上で、日域議員への答弁を終わります。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） すみませんが、2番目のほうから言ってもいいですか。忘れそうなので。

実は、ヒアリングのときに知らないことも大分聞かせていただいたんですけども、ある意味では能力別のコースを設けてみたり、今の教育長のお話からすると、いろんな努力というか工夫をされてるみたいですし、タブレットという昔なかった道具がありますから、それも上手に活用すれば面白いだろうなというのは、私ぐらいの人間でも、ある程度想像はつくんですけども、ただ、問題は、能力にあわせてやっていった結果、ある意味ではますます多様性が、さらに多様になるわけですね。もうめっちゃくちゃ走ってしまう子もいれば、なかなかそうではない子もいたりして。

やっぱりある意味では、学校として同じあたりに、みんなが同じように、やりやすさから言えば、同じように勉強したら、みんな同じように理解ができて、みんな同じでよかったねというハッピーエンドが、どこかそれを期待する部分ってありますよね。

でも、実際はばらけている。またばらけていても、例えば、数字で言えば100取って満足な子もいれば、当然100では不満な子もいるでしょうし、だからある意味では、数字が低くても本人の満足のキャパシティが小さい場合は、自分は何も分からなかったのに、もうこれがかかった、もう1個かかったとあって、それだけでもうすごく満足な、子供も親もですけど、いるでしょうし、ひょっとしたら、たった1個理解できなかっただけで、お前何してるんだと怒るような親もいるかもしれない。期待度が違うわけですね。

そういう、そこまでやるとマンパワーもすごくたくさんありますから、学校教育で難しい面もあるでしょうけれども、差がついても、でも、よく絶対評価とか相対評価という言い方をしたり、それから、男女混合名簿だとか、ある種、理想論をかざしてみたりしてきましたけど、卒業式にお邪魔してみたらちゃんと男女別になってましたし、なんだ大政奉還ではないかと思いましたが、それはそれですけども、やっぱりいろんな子供がいて、いろんな個性を発揮しながらも、それを受け持つ先生方から見たときに、ばらばらで把握しづらいでは困りますから、ばらばらでありながら、そのことを、ちゃんとまとめて成果を感じられるような、この評価の仕組みというんですかね。そういうものもないと。

平均点と言うではないですか。平均点がどうか、私はいつも思うんですけど、学校別の平均点とか、時々何かの拍子に出ますよね。そうすると、校長先生でそれをすごく気にする方もおられるみたいですけども、そんなことなく、優秀な子が1人いたら、あそこの周防大島町の所得税ではないですけど、住民税かな。金持ちが来たら増えるわけですよ。その人がもし逃げたら、減りますよね。少し成績のいい子とか、成績の悪い子が入ってくるか出ていくかで、平均点が変わるわけですから、それは先生の責任でも何でもありませんよね。

そういうつまらない、つまらないと言ったら申し訳ないですけども、そういう数字に一喜一憂するのではなくて、やっぱり子供たちが、少なくとも喜んで学校に来てくれて、授業のときにちゃんとこっち見て、関心を持って、目を見開いて授業を聞いてくれるというのは、それだけでも、もう立派なもんですよね。

だから多様性を追求しようと思えば、評価とかの考え方も、やっぱりそこに多様性がないと、先生方として充実感がないでしょうから、そういうものも工夫してほしいなと思いますけれども、1つはヒアリングで聞いたことですけども、成績別の加配ですよ。

県のお金でできてた時期があると聞いたんですけれども、可能であれば。以前大竹市で、大竹市採用の先生がいましたよね、過去にね。いろんな財政上の理由とか、その他いろいろあるんでしょうけれども、やっぱり私、給食費については、本当に強引と言えば強引だと思いますけれども、でも、それは憲法には、義務教育は無償であるとして書いてあるわけですから、大威張りでやったらいいと思いますけれども、その迫力で、教育内容についても少し冒険をしてみてもいいなという気がしますけど、その辺もう一回、何かあったらお願いいたします。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきました。ありがとうございます。

議員が先ほどの質問の中で、単線化というふうに言われました。教育はこれからは複線化になっていくんだらうと。まさにそのとおりだというふうに思っています。

私どもの子供時代、ちょっと前までもそうでしたけれども、みんなが同じことを、同じペースで、同じようなやり方で勉強してました。全員が黒板を見て、本当に単一的な、画一的な授業だったんですが、それにつきましては、今後ますます子供たちの、先ほどの多様性ではございませんが、子供のその状況を見ながら授業を組み立てていくということは、今後求められていく大きなものだというふうに思っております。

なかなかそのようには、今始まったところでございますので、これからそのあたりを、いろんな、例えば、先ほどのICTであるとか、以前からは習熟度という学習もやってきました。先ほどお話をした進度別学習ですかね、そのあたりをどんどん取り入れてやってまいりたいなというふうにも思っております。

ただ1つ、私は常々思ってるんですが、不易と流行という言葉がございますけれども、やはり流行というのは不易の裏打ちがあってこそ、しっかりとしたものになってくるのではないかなと思っております。それは決して忘れず、常に新しく改革をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） あまり、こういうタイプの質問がなかったんで、私したんですけれども、具体的に我々があしろ、こうしろと言える話ではありませんから、あとはもう教育委員会のほうにお任せなんですけれども、ぜひ、ある種、強気で頑張ってもらいたいですし、それをちゃんと後ろから見てますので、よろしく願いいたします。終わります。

1番目の質問に行きます。御答弁ありがとうございます。

なかなか変わることができないというか、さっき私、ちょっとトライアングルと言ったかな。いろんな問題が絡み合って、荷物が非常に安定感があるといいますか、では、変えましようと言えないような状況になってるんだと、正直思うんですけれども、要するに歴史を遡れば、昭和25年に固定資産税が地方税に変わって、そのときに税務署から、大竹市というか大竹町、小方町、町か何かよく分かりませんが、大竹と玖波と小方とかに固定資産税の仕事が下りてきたというか、なったんだと思いますけれども、そのときに当然、どんな土地があって、それがどこにあって、誰が持つてるかということが分か

らなければ課税できませんから、そういうものは当然、大竹市が受け取ったんだと思います。それとは別に、国土調査というものが、その後、たしか小方町から始まったわけですが、そのやり方が、ちょっとまずかったと。これはもうしょうがないですけど、昔ですからね。

そのときの対応なんですよ。結局、国土調査をやったときの資料も、一応大竹市には残ってないということになってます。税務署からもらった、昭和25年に始まったときの最初のスタートのときの地図も残ってない。そんなまちは多分ないと思うんですけども、私は本当はあるのではないかという気がしてますけれども、国土調査の図面があまりにもよろしくなかったんで、仕方なしに、それはもう無視して課税を進めようということになったんでしょうけれども、これは国の政策と全く違うんですよ。真反対なんですよ。

国は国土調査をやった、国土調査をやったないともありますけれども、少なくとも法務局の公図ですね。法務局の地図を基に課税をする、そして、法務局の地図が間違っていて課税しづらい場合は、市町村は法務局に対して、地図を訂正してくれという要求ができると書いてあります。

そして、普通、土地を買うではないですか。そうすると、当然利害が対立する者が取り引きするわけですから、ちゃんと測量しますよね。境界も確認して、当然やりますよね。そして、それを登記に反映するわけですよ。面積が変わったら面積を修正するとか、位置がどうかしたら公図を直すとか、地図訂正とか地籍更正とか、それをほっといても民間はするわけですよ。そうすると、次第に公図が、より正確なほうに変化してるわけですね。

でも、大竹市がやってきたことは、土地の買収をしても、公社が、少なくとも公社の話ですけども、境界確認をしていない。課税も、いわゆる課税がしづらいときに、自ら地番図というものをつくって、公図とは別の図面を自らつくるわけですよ。そこに載っていることを根拠に課税するんですけども、その地図には法的根拠はありませんと書いてあるわけですよ。

こういう、たとえ公図が間違っている、間違っているのを直すんだという方向で行くべきなのを、ずっと何十年もさぼってたわけですね。違う方法でつじつま合わせをしてきたわけですよ。

私の一般質問は、今日に飛んでしまいましたけど、土曜日の日本経済新聞に、境界立会のやり方を少し、もっと楽にするという記事が載ってました。境界立会をするときに出てこない人がいるわけですね。出てこない人がいたら、待つんですかね、今は。今度からは、一定の回数要請しても出てこなかったら、その人はもう権利を放棄したというか、いなくてももう境界確定をしたことにする。とにかく手間がかかり過ぎるわけですよ。

だから大竹市も、あんなことやってはおれんと思ったのかもしれませんが、やっぱり今、いろいろ工夫してますよね。共有地があったら、共有地がすごく面倒くさかったら、上手に何か地域団体の名義に変えて売買してみたり、昔手間がかかったことを楽しようとしてますけれども、その前提は、登記簿ですからね。法務局にある登記と公図、そこを中心にする上で、面倒くさいこととか手間取ることについては、ちょっと簡略化しようということはどうなってますけれども、公図が中心であることについては、いささ

かも動いてませんよね。

さっき途中まで言いましたけど、大竹市のようなやり方をやってるまちはないと思うんですけれども、決算特別委員会の質問では、あると言われました。でも、ずっとそれを続けていった先に、ゴールが見えないんですよ、ずっと何か、足を洗うチャンスが巡ってこない気がするんですけれども、最近、さっきの質問にもありましたけど、DXを何とか、いろんな機械を使って上手にやろうということがありますけれども、今の大竹市のようなやり方をしている限り、標準と違いますから、機械化はできないわけですよ。今この私が質問するだけでも、随分準備されてると思いますけれども、ものすごく意味のない仕事なんですよ。

公図と違う地番図があって、それで課税するんだよとほかのまちへ行ったら、ぼかんとしてますよね。さっきも言いましたけど、皆さんもなかなか、頑としてうんと言ってくれないんですけれども、地番図というのは、根拠ないですよ。

さっきの、立会に顔を出さない人の権利、権利というか、来ない人はもう無視されるというルールは、それはそれですけれども、境界立会をするわけではない。昔、税務署からもらった図面があって、それによってるわけでもない。公図ですよ。少なくとも、国土調査をやった結果である公図があって、それによってるわけでもない。でも、この地番はここにあるんだと行政が言うんですけれども、それ無理でしょうと。

どう考えても私は分からないんですけれども、もう1回お願いできますか、今お尋ねしたことを。要するに、土地は現地が全てですからね。所有権は紙ですよ。登記簿に誰が持ってると書いてある、それが根拠だと思えますけれども、公図にあるからでは、もちろんないんですけれども、現地があって、現地を図面にしたものが公図なりなんなりですよ。だから現地を図面にしたものが、2つあるはずがないわけですよ。公図は公図があって、それで地番図は地番図があるということは本来ないわけですけれども、法的根拠がありませんと言いながら、法的根拠がありませんと言ったら、私が書いた落書きと一緒にないですか。法的根拠はありませんけど、それが根拠で課税しますというのは、私はあり得ないと思うんですが、その辺の説明をもう1回お願いいたします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） では、法的根拠がないという部分についてのお答えをさせていただきます。

法的根拠がないという、その法的という部分について何を指しているのかということにはなってくるんですが、固定資産税の課税ですね。これで使用される大竹市が使用している地籍図、こちらは地方税法によれば、必要な資料を備えて逐次整えなければならないと規定されているように、固定資産の評価に必要な資料等の1つとして認められております。この法的根拠を基に、事務を進めているという形になります。

先ほど議員がおっしゃった、法的根拠がないと記載されているという部分なんですが、以前、これ地番図のほうにそういう文言が記載をされておりました。現在はこれ修正をしてるんですが、その記載事項の中身というのは、そもそもそれが指す意味合いとしましては、地番図が課税専用の資料であって、法務局にある公図みたいに、土地の権利関係を証

明するような法的根拠の図面ではないという解釈でございまして、そういった説明をした文章となります。

このため、本来不動産登記法上で規定されている地図、いわゆる法務局で管理する公図、これとは法的な目的が、課税上の図面とは違ってきます。公図と同水準のものであれば、わざわざそういった形で別なものをつくらなくても済むという形にはなってくるんですが、残念ながら本市では相違が見られるという部分がございますので、適正な評価を行っていくために、地方税法上の根拠を基に、地番図という形で備えているということでございます。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 説明になってないと蹴飛ばそうかなと思いましたが、とりあえず聞いておきます。

例えば、立戸4丁目の土地が売れないという請願を、私が紹介議員として議会に出したことがあります。12月でしたけど、おとしだったかな、そのときの建設部長の議事録がここにあるんですけど、民民の境界について、市のほうがもっと右ではないの、左ではないの、そういったことは関与は当然してはいけないというところは認識しておりますとありますよ。

それと、だから今の話は全部民民の話ですけれども、どこに土地があって、土地がないのに課税したらおかしいではないですか。課税法定主義ですよ。脱税というのはよく知りませんが、計算上だけではなくて、最終的に隠したお金がどこにあるか、何に化けてるかやってますけれども、やっぱりそこが最後の決め手だと思うんですけども。

皆さんがおっしゃってるのは、ここにあるのではないのという、主張とすれば分かります。この聞いた地番は多分ここにあるんだよと、でも、ここにあるんだよと決める権限が誰にあるのかということですよ。それを、さっきのあれではないけれども、新聞を紹介しましたけど、皆さんの合意なんですよ。ここにありますよねと、いいですよとみんなが話ついたら、そこに存在を確認できるんです。

この前も、行政不服審査のことを、私は全部を丁寧に読んでるわけではありませんけれども、県のホームページかな、あるというふうにヒアリングで聞いてますけれども、個別のことは言うなと言われましたから、個別のことに近いんですけども、例のあの公社が寄附を受けた土地ですよ。あそこ、平成10年に市と公社が買収なんですけれども、そのときに地積測量図ができてます。地積測量図の面積があります。この地積測量図の真贋については、私はちょっと疑いを持っていますけれども、少なくとも地積測量図があります。そして、登記簿面積があります。その面積が、地積測量図の面積と登記簿の面積がほんの僅かしか違わない。0.何平方メートルしか違わないから正しいんだという主張を、皆さんはしてるんですよ、行政不服審査のときにですよ。

でも、この不明地をそこに入れたら、オーバーしますよね。今度は言わないんですか。全く理屈が崩れてるんですよ。いや、あれは地積測量図が嘘なんですと言っていたらいいですよ。でも、下手な主張をすると馬脚が見えてしまうんですよ。そのあたりを

どうするんだろうという気がするんですけども、やっぱり、たとえ間違いがあっても直せばいいわけで、やっぱり共通言語というか共通の資料とすれば、登記簿と公図以外にないではないですか、実際。

地番図というのは、それは皆さんが内部資料として持つのは結構ですけども、それを、これが目に入らんのかと市民に見せるだけの意味合いはないですよ。とにかく合意ですよ。合意以外ないですから。だからその合意を楽にするために、国もちょっとやり方を変えようというのが、さっき紹介した新聞記事ですけども、合意もなしに、さっきの建設部長のコメントではないですけども、あっちだこっちだと市は言えませんかといって、それはそうですよ。そのあたり、もう一回答弁お願いします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） なかなかお答えが難しい部分ではございますが、まず、課税上の観点から御説明をさせていただきますと、固定資産税は台帳課税主義という原則があります。そのために、土地に対する固定資産税は、基本的には登記簿上の所有者に対して課税されるものとなりますので、公図に地番がないとか不明瞭なところであっても、課税対象とすることができるという形になります。

現地の土地の所有者情報とか一般的な事例でいいますと、そういったもの、または同一の所有者となっているというような過去の情報、こういったものを参考にしながら、現状で公図上に不確定な部分があったとしても、敷地の中に含まれるということが妥当であれば判断できるということで、今までも整理しておりますし、先ほど議員がおっしゃった、県の行政不服審査会でも妥当な考え方であるというような回答を得ているところでございます。

ですから、昭和20年代から開始した本市の地籍調査の過程では、なぜそこに公図で未記載になってしまったのかというようなところについては、今となっては定かではないんですが、その土地が地籍調査を行う前から確かにそこに存在をされていて、従来から税も納められていた土地であれば、何らかの理由により公図上で未記載となったとか、不一致となったという部分があったとしても、固定資産税の観点からすれば、それを除外する理由にはなってきませんので、登記簿上存在し、過去からの所有者の動き、土地の利用状況を調査した上で、現況課税として、以前からそこに存在している土地として評価をしていくということは、法的にも問題はないと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（北地範久） 議事の都合により暫時休憩といたします。再開は13時の予定といたします。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 5 6 分 休憩

1 3 時 4 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番、日域議員への答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 午前中の日域議員の質問に対しまして、まず、公社という立場で説明が必要になりますが、よろしいでしょうか。

○議長（北地範久） はい。

○建設部長（山本茂広） では、監理課長のほうから、詳しい説明のほうをさせていただきます。

○議長（北地範久） 監理課長。

○監理課長（建石尚男） それでは、令和2年度に土地開発公社が、小方2丁目1304番3の寄附を受けた経緯について説明いたします。

その頃、土地開発公社のほうで、公社が保有している1304番1の売却に向けて取り組みをしておりました。その調査の中で、公図に表れない1304番3の土地が存在するということが判明いたしました。この1304番3を調査する中で、公社が保有している1304番1と、過去において、所有者が明治34年から昭和26年まで約50年間、同一の所有者であること、また、その間に2回地目変換がありましたけど、同日的に行われていること。また、1304番1が昭和36年に国土調査の成果として、1304番3の登記面積に近い面積が、国土調査の成果という形で増えております。

こうした状況から、公社が保有している1304番1と、公図に表れていない1304番3が一体の土地であり、昭和27年に1304番1が所有権移転された際に、1304番3も、実際には所有権移転されたのだが、登記上手続きはされなかったものというふうに考えました。

また、1304番3の所有者からは、当該土地が所在不明であり、何らかの形で整理したい意向であることをお聞きしましたので、登記名義を土地開発公社、寄附を受けたという形をとっております。

なお、こちらの土地ですが、現在、隣地の土地所有者と、境界についての協議を重ねております。境界について合意ができ次第、1304番1と1304番3、まず、1304番3を公図に表して、1304番1と合筆して、地積を構成する登記を行いたいと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（北地範久） 他の市町で、同じような取り扱いをしているところがあるかどうかというお話ですね。

市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） 失礼いたしました。本市と同様の取り扱いをしている自治体があるかどうかという御質問でございます。

他の自治体でも同じ考え方をしているところがあるというふうにお答えした件なんですけど、以前確認を取ったところ、本市と同様の事例が発生する場合には、本市が行っている課税手法、また、同じ考え方で課税をするということの回答をした自治体があったとお答えをしました。

この手法について、全国の自治体に確認を取ったわけではないので、その比率がどの程

度あるかということまでは、ちょっと把握をできてないんですが、県内を見ても、地籍調査の実施率、これが県内平均で、令和5年4月時点で約52%ですので、必然的に精度の高い公図が法務局に備えられているという部分についても、その地域、その程度ではないかと推察をされます。

それ以外の地域では、公図に頼れない部分があれば、地方税法に基づく課税資料として備えているというところは、大竹市と同様の考え方であると思っております。

以上です。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） 結局抽象的ということは、どんぴしゃはないということですね。御答弁ありがとうございます。

時間を取らせたのか、私が主犯かどうか分かりませんが、今の部長の御答弁ですけども、土地開発公社のあの土地を今からちゃんとしていこうということについては、そのとおりで、納得です。ただ、公有財産管理規則から言えば、寄附を受ける前にそうすべきだったけど、丸飲み込みして、鵜飼のようにパクッと飲み込んでしまって、事後処理をしてるわけですね。それはそれで認めてくれますよね。

本来のやり方とは違ってた。本来、寄附をするときには、どうなっとるかいいね、ああして、こうして公図にまで表してですよ、相手側がする仕事ですよ。基本的にそれで、今の土地を国が寄附を受けるという条件が、法務局に行ったら貼ってありますけれども、国が絶対損しないように、ものすごく、ああだこうだと条件つけてますけれども、市が寄附を受けるときに、そんな訳の分からんものももらって、後から議会でこんなすったもんだ言わなくてはいけないようなものを、寄附を受けるようになってるはずがないですからね。

それで、そこはそうなんですけれども、結局右へ倣えであって、そういうことを過去にもやってきましたよねと。だからよくすることには賛成なんですけれども、よくしてほしいし、協力は惜しまないつもりですけども、ただ、過去に間違いがあったということは認めないと、スタートラインが引けないんですよ。

今の課税についても、あれでしたよね。あれも答弁漏れですか、例のあの面積のことも。

だから、ルールを見れば、本来なら寄附を受けるべきではなかったけど、ちょっとはしょって受けてしまったと。今から事後で調整をすることを考えているということでしょうか。

○議長（北地範久） 監理課長。

○監理課長（建石尚男） 公有財産管理規則上ですと、議員おっしゃるように、寄附であっても境界の確認をするということになっております。先ほど、1304番1と1304番3について、寄附を受けるに至った経緯を説明いたしました。そういった経緯から、1304番3、寄附を受けたほうですね。こちらが、公社が保有している1304番1と一体である、その中にあるという判断をいたしました。そのため、境界立会を、寄附を受ける段階でしていないという形になります。

○議長（北地範久） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 手順としては、公有財産管理規則というところとは少し違った部

分はありましたが、このたびは十分こちらのほうも、過去の経緯を調べての手順ということにしております。

まれなケースとは思いますが、今後こういうケースはなかなか発生することはないと思われませんが、引き続き適正な手続によって管理していくというようなことは、していこうというふうに考えております。

○議長（北地範久） 日域議員。

○13番（日域 究） いろいろありがとうございました。

結局、今の話もそうですけれども、緊急避難的に、それは寄附を申し込まれたら、これは解決するうえでのチャンスかなと思ってやったということで、そこに悪意があったとは、私は思いません。ただ、ルールを見れば、寄附を受ける段階で表に出す協力をしてもよかったのかなという気もしますし、それから、さっき税務のほうの答弁もありましたけど、結局、何のことか私は分かりませんでしたけど、公図にない土地に対して課税をしてはいけないとはいいませんが、実際にそれを、そこに土地があるんだということを言おうと思うと、公図を修正するぐらいの労力が要るわけですね。だから皆さんが、ほかの市町はそれをしてないわけですね。

公図が正確・不正確はありますけれども、やっぱり公図というのは、それこそオープンにしてあって、皆さんがそれを基に土地の売買をしたり、担保に入れたりしている、もう公の道具ですからね。だからそれは、やっぱり信用性は高いわけですよ。

でも、今の市の地番図というのは、結局どうやってつくってるのか分からないようなですね。それで最後は地番図が正しいのではなくて、地番図を公図に合わせようということで、今の話もそうですけどね。

だから、さっきの話をもう一回聞きますけれども、あのときの、確かにそれは行政不服審査会なんて両者の競り合いというか、言い合いというか、そういうものですから、いろんなことを言わざるを得ないところはあると思いますけれども、地積測量図が正しいとしたらと、面積が登記面積とほぼ一緒だから間違いないんだという論陣を張ったわけですね。

そこに違う地番も入ってきますよねと言ったらおかしくなるんですけれども、さっきの調整のときのせりふを一部紹介させていただければ、土地開発公社のほうから見れば税金のことは分かりませんが、税金のほうから見れば土地開発公社のことは分かりませんと言って、それが私が一番最初に言ったトライアングルなんですけどね。

大竹市役所という1つの人格というか、1つの組織なんですけれども、その中で、部署によって言い方が違ってくるわけですよ。右手と左手がけんかしてるわけですね。だからそこが、今回の問題の1番原点なんですけれども、公図が間違ってる、それを何とかしなければいけないというときに、それぞれが何とかするわけなんですけれども、部署によって何とか仕方が違うわけですね。そうすると、ある時ぽつと突き合わせてみたら、矛盾が生じるんですね。それが今の状態かなと思いますけれども、ぜひ、何か根本策を考えてほしいなど。

前から思うんですけれども、公社のほうは、もう今からちゃんとすれば、今さらどうは

ないですから、順番は逆かもしれませんが、今からいろんな意味で境界をちゃんとして、いつでも売るなり利用するなりできるようにしておくべきだと思いますし、ぜひそうしてほしいと思いますけれども、課税のほうは、そこに土地があると、課長は随分自信を持って、過去の経緯からそこにあると思われると言うんですけれども、それが分かったら、土地の問題というのはものすごく楽ですから。だから、今朝というか最初に紹介しましたが、境界立会、立ち合いも、なかなか来てくれない方がいて、その方が来ないためにものすごく手間取ると。だから来てくれと言ったのになかなか来ない人は、もうあなたの権利は無視すると、これで境界立会できたことにしますよと言って、国が制度を変えようと、今しているという話なんですけれども、それぐらいみんなが集まって協議をして決めるということは、大事なんですよね。でも、そういう手順を踏まずに、ここに土地があるはずだと言って課税するというのは、これは何回聞いても私、本当に理解しようと思って聞いてるんですけれども、なかなか分からないですね。

益田市とは違うと言うんですけど、益田市は、曲がりなりにも公図に地番が載って、そこに登記簿があって、所有者が書いてあるわけですよ。大竹市は、公式記録にはどこにもないわけですよ。それで市民税務課長は、過去の経緯から、あの地番はここにあるに違いないと。要するに、ある広い土地があって、ぱっと見には広いけれども、登記を見たら、登記簿上の面積は、それより随分狭いと。では、ここに何か土地が隠れてるよねと、この土地だったらちょうどまい具合に合うよねと、では、これはここにあるに違いないと言って、地番図をつくってるわけですよ。

それがさっきのあれですよ。私は、具体的なことは言えないというから、私は地番は一切言わなかったですけれども、皆さんのほうから非常に詳細な地番がどんどん出てきましたけど、1304番1という小方2丁目の土地が、そのときの地積測量図と一致してるからいいんだという理屈も、本来は、普通は使わない理屈ですけれども、そんなことまで行政不服審査会で主張したわけですよ。

そうすると、今回、土地開発公社が寄附を受けたことと、ちょっと矛盾してくるわけですよ。手足がばらばらとかよく言いますけれども、大竹市の、今そういうことが判明したということだけでも、今回、前進だったと思いますけれども、あれ、出してもらえませんか。もう答弁はいいのかな。公図にない土地の課税実態ですよ。

これも毎回ですよ、たくさんあって分かりませんと言われるんですけれども、それはないでしょうと。去年、さっき向こうで言いましたけど、財産ですか。市の財産の一覧が、去年の予算特別委員会で資料要求されて出てますけれども、あれもかなりの量ですけれども、まさかあの10倍もあるわけないでしょう。だから、紙ではなくてデータでいいですから、ぜひ出してほしい。そうしないと、たくさんあって大変なんですと言ってる限りは、解決はないですからね。私が見た限りでは、そんなにたくさんはないです。

どの辺にたくさんあるのか分かりませんが、ぜひ、それを出してほしいと思います。別に今回の議会で今日の答えが出なくてはいけないという問題ではないですから、これから、今からスタートという感じかもしれませんが、出せますか。ぜひ、出してほしいと思います。お願いします。

○議長（北地範久） 市民税務課長。

○市民税務課長（吉村隆宏） その御質問の件なんですけど、先般の議会でもお答えをしておりましたが、まずは抽出するという作業から入らせていただくということで、ある程度、一定の地区を決めて、地番が重複しているような土地がどの程度あるかというところで、考えていきたいというふうにお答えしたと思います。

それが済んで、実際に全体の市街化区域にどの程度あるかというところに広げていくというところですので、まず、地区を指定して、どの程度そこに存在してるのかという調査から入っておりますので、今しばらくお時間をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（北地範久） 続いて、15番、寺岡公章議員、  
〔15番 寺岡公章議員 登壇〕

○15番（寺岡公章） 15番、調の会の寺岡でございます。

3月定例会は、一般質問、また、予算の総括質疑ともに、各議員1時間の時間がございます。私はこのたび、かなり簡潔に質疑をまとめさせていただいております。執行部の皆様方には、ほかの議員と同じように、御丁寧な御答弁をいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

このたびは、予算の総括質疑のほうの色合いを濃くしながら質問をさせていただきます。昨年の12月の議会におきまして、令和6年度当初予算における議会からの提案事項に関する決議として、令和6年度の一般会計及び各特別会計の当初予算編成に当たり、執行部に対し、職員の人材確保及び育成に関して、特に推進に努めるよう提案をさせていただいております。

この提案に至る経緯には、令和元年から令和5年に設置されていた議会改革特別委員会での取り組みが根底にあります。当時の委員会では、その年々の決算特別委員会での審査を通じて、特に重要であると認められた案件を抽出し、まとめたものを次年度の予算に反映させるべく、二代表制の一翼を担う議会の意思として、本会議にて明らかにするという流れがつけられました。

この流れは、令和3年9月の議会運営委員会にて説明され、地方自治法第112条、首長の予算編成権、また提案権を確認した後に、直後の令和2年度決算にて施行、続く令和3年度決算においても実行をされています。

特筆すべきところは、令和2年度及び令和3年度の決算特別委員会では、個別の意見は多数上がったものの、議会議決を経て、議会としての意見を表明するまでの案件としなかったという点にあります。これは議会組織として、何でもかんでも手当たり次第に主張するわけではなく、首長の予算編成権、提案権に配慮させていただいていたと認識をしています。

一方で、ありがたいことに、これまでも大竹市では、決算特別委員会に限らず、議会の各会議にて上がった意見を真摯に受け止め、適したタイミングで適した内容については、予算や事業、また、仕組みづくりに生かしてくださっています。これらを省みると、大竹市においては、市と議会は、その信頼関係のもと、やみくもに対立せず、また、適度な距

離感を保っており、市民生活に混乱を招かない、良好な関係のまちであると胸を張れます。

さて、そういった会議内で発言された意見の多くは、あくまで議員個々の意見、アイデアであって、本日私がテーマにしている議会議決とは性格が異なるものです。

先般、令和4年度の決算審査では、その認定後、12月定例会において、次年度は、職員の人材確保及び育成に関して特に推進に努めるよう、全会一致で議会組織の意思となりました。一般議案の採決結果は別の次元といたしまして、これまで組織としての主体的な提案行為があまりできてこなかったことに、議会構成員の1人として、反省を踏まえながら質問をいたします。

職員の人材確保及び育成に関する事項について、さきの決議提案理由に沿いまして、能動的かつ強力な人材確保と人材育成、また、本市を就職先として選んでもらうための魅力発信、続いて、DXによる効果的な人材活用策の道筋、また、その他、多角的な視点での取り組み、これらが令和6年度当初予算案にどのように反映されたか確認をさせていただきます。

なお、これまでの同僚議員一般質問への御答弁と重複するような細かい部分がありましたら、割愛をいただいても結構です。

以上、登壇しての質問を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 全国的な人手不足の中、昨今は、国においても職員の採用に苦慮しており、当然、本市においても同様の状況でございます。そうした中で、人材確保にどのように取り組んでいけばよいのか、簡単には答えの出ない、難しい問題であると感じております。御質問ありがとうございます。

それでは、寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

令和5年12月市議会において、職員の人材確保及び育成について、身近な幸せを実感できるまちづくりを将来にわたって推進し、本市の魅力をより一層向上させるため、質・量、双方の観点から、人材確保及び人材育成を、能動的かつ強力に推し進めるべきとの決議がされました。この決議の内容について、令和6年度当初予算案において、どのように反映しているのかについてでございます。

まず、人材確保についてです。職員の人員確保については、小出議員の御質問への答弁の際にも申し上げましたように、近年、職員採用試験の応募者が減少傾向にあり、採用に苦慮しているところです。来年度の当初予算案においても、諸課題に対応するため、また、常勤一般職員の総数は5人程度増える見込みのため、職員数の増を見込んだ人件費を計上しており、必要な人材の確保については、引き続き努力をしていきたいと考えています。

なお、職員採用試験は、市の幹部職員で構成する採用試験委員会において行っていますが、令和4年度の試験からは、一般事務職員以外にも、3次試験として面接を追加し、人物重視の試験を行っているところです。今後とも、引き続き効果的な試験のあり方を検討し、優秀な人材の確保を目指したいと考えています。

次に、人材育成についてです。

職員の人材育成については、大竹市人材育成基本方針に定められた、求める職員像に合致する人材を確保するために、職員採用試験を実施し、人材育成基本方針で定められた目指すべき職員像に向かって、職員研修という方法で人を育て、そして、人事評価制度という基準で評価していく。この仕組みの中で、職員の能力を向上させることによって、さらなる能力の発揮につながり、最終的には市民サービスの向上につながるという、望ましい姿を目指しています。

新年度予算案において、人材育成に特化して増額したものはありませんが、職員研修については、例年どおりの額を計上しています。引き続き、効果的な研修方法について検討するとともに、研修の意義や目的など、研修に関する情報を整理したうえで周知を図り、職員に自発的な能力向上を促すような環境を整えていきたいと考えています。

また、職員の定年延長により、今後、定年退職する年齢が60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ延びてまいります。このことによって、定年退職者がいない年度が1年ごとに発生し、定年退職者の人数を補充していくだけでは、将来的な職員の年齢構成にひずみが生じてしまいます。

したがって、定年退職する年齢が延びていく期間であっても、一定数の職員採用を継続的に行っていく必要があることから、定年退職する年齢が延長する期間は、常勤一般職の職員数が、ある程度は増加する見込みです。一定の期間は職員数が増加するため、増加する人数分を新たな行政課題に対して先んじて充てるとともに、人材育成を強化する期間として捉えることができるなら、職員の能力の底上げにつながるのではないかと考えています。

ただし、公務員には最小の経費で最大の効果を挙げるという使命もございませぬ。職員数が増えることで人件費が課題となり、市の財政を圧迫することのないよう、事務事業のあり方について検討するとともに、真に必要な職員数について、年度ごとにしっかりと精査していきたいと考えています。

次に、本市を就職先として選んでもらうための、魅力発信についてです。

議員には、昨年の9月市議会の一般質問において、学生インターシップについて御提案をいただきました。その際には、インターンシップの導入のほか、受験希望者への事前説明会などの開催に加えて、市ホームページやSNSなどによる本市の魅力発信に力を入れることが効果的な方法の1つと考えており、検討していきたい旨の答弁をさせていただきました。

具体的な方法については、今後検討してまいります。現時点では大きな予算を伴わない形で、公務員を志望する皆様に本市に注目していただき、そして、本市を選んでいただくことにつながるような取り組みから始めていきたいと考えています。

最後に、DXによる効果的な人材活用策についてでございます。

現在、策定中の大竹市情報化推進計画では、施策の5本柱の1つとして、内部事務の効率化を掲げています。その取り組みの1つとして、来年度から、若手職員によるデジタル技術を活用した業務改善プロジェクトチームを編成し、市内部の効果的な業務改善につながる企画立案をする取り組みを予定しており、情報化推進事業として予算計上しています。

プロジェクトチームに参加する若手職員の新たな発想に期待しているところでございます。

なお、来年度から情報化推進計画を実行していきますが、取り組みによる効果がすぐに出るわけではありませんので、人材活用策についても引き続き検討していきたいと考えています。

最後に、職員の人材確保及び育成につきましては、急激な人口減少社会を迎えつつある今、将来にわたって、本市の安定的な行政運営を確保するためにも、しっかりと考え、取り組んでいく必要のある課題でございます。引き続き、大竹市まちづくり基本構想が掲げる「笑顔・元気 かがやく大竹」を実現するために努力してまいりたいと考えています。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） このたびの定例会での一般質問、この件、同僚議員が何人か、いろいろな角度から問い合わせをさせていただいております。市長には繰り返しとなるような中身もありましたが、御丁寧に御答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

やはり議会の議決というものの扱い方を、私たち自身も改めて今回、深く考えさせていただいているところです。議員としてのあり方、また、議会としてのあり方、このあたり、今議会内の委員会で整理をしている途中ですので、私たちも市民が何を求めているか、何が市民のためになるか、そういった活動を引き続き研究して、取り組んでまいりたいと思っております。

この今回の質問については総括的な意味ですので、細かなことは、予算特別委員会の中でも端々に出てくるかなというふうに思っております。ただ、1つ確認させていただきたいことがあるんですけども、市の職員に関することにつきましては、もちろん市のほうでいろいろとしっかり考えていただいているなというふうな印象を、御答弁から受けたわけですけども、大竹市立・公立学校の先生方、これ、人事は県の教育委員会のほうになりますよね。

先ほど同僚議員の質問については、先生方の加配について、教育委員会にお任せしますというふうな緩やかなお話もあったんですが、私、もう少し突っ込ませていただいて、2、3日前に、鹿児島県の教育委員会で、小・中・高・支援学校合わせて臨時教員2,000人、来年度に向けて急遽募集というふうなニュースが流れましたが、広島県でも希望者といえますか、先生になりたいという志を持っておられる方、教員の候補者、それが潤沢にいらっしゃるわけではないなというのは、これまでの教育委員会からのお話の中で聞かせていただいております。

もう3月も中頃、終わりに向かっていくわけですが、来年度、大竹市内の小・中学校の先生方、十分に確保できているでしょうか。まず、そこから伺います。

○議長（北地範久） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、来年度の教職員の確保ができているかという御質問でございますが、先ほど、全国的にもというふうなお話がありました。教職員の場合においても、全国的に教員不足というものは、大きな課題の1つとなっております。とりわけ臨時的任用者、そして、会計年度任用職員、そのあたりの職員をどうやって確保していくかと

というのが、私ども教育委員会の大きな役割でもございます。

担当のほうは、そのあたりについてはしっかりと取り組みを進めておりますけれども、例えば、今年度に関しましては、未配置の学校というのはございません。そのあたりについては、教職員をしっかりと配置をすることができております。

来年度についても今年度同様の、先ほど申し上げました臨時的任用、そして、会計年度任用職員が必要となってまいります。今、そのあたりを県教育委員会、そして、近隣の市町の教育委員会、しっかりと連携を取りながら、情報を共有しながら、人探しを行っております。

これから最終的に県のほうの定数も確定してまいりますので、教職員の人数について、できるだけというか、これは必ず配置しなくてはならないというふうには私どもは考えておりますので、取り組んでまいりたいというふうには思います。

以上でございます。厳しい状況ではございます。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 恐らく、うちの市に限らず人手が足りないというか、発掘し切らない状況なのではないかなと、これはあくまで推察なんですけれども、思います。県の教育委員会、市の教育委員会ですので、どういった方が教員免許を持たれてという情報はお持ちかなというふうにも思いはするんですが、そこからのアプローチで、なかなか余裕を持った人材の確保というのに至っていないのではないかなというふうな感じで受け止めさせていただきました。

来年度に対して、今ちょっと人探しをしておられるということで、これから御苦労、ほかの市町と取り合いになってしまうのではないかなという心配もあるんですが、先ほどの市のほうの決議ですよね。登壇して伺わせていただいた人材確保ということにおいて、先生の人員の配置というのは、県教育委員会がメインなんですが、先生が万が一不足があった場合に、直接ネガティブな影響を受けるのは、大竹市の子供たちになってくるわけだと思います。そのあたりの人材確保について、教育委員会と市のほうがもっと協力をして、先生の人材確保をしていくお手伝いというのは、何かできないものではないかな。

これは決議にもあるような、強力に進めるというあたりに、字は違いますがね、能動的かつ強力で押し進めるというところに合うと思うんですが、大竹市立・公立学校ということで、いかがでしょう。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 基本的に、学校の教員の確保については、これは県の責任で行われるべきだと考えております。ですから、市としてどういった工夫ができるかが、ちょっと今思い当たるものがございませんけれども、県において責任を持って行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（北地範久） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） そうですね。おっしゃるとおり、県のほうの責任だと思います。ただ、その県がしっかりと責任を果たせなかったときには、実際にネガティブな影響を受けるのは、大竹市の子供たちですよね。そうならないように、教育委員会と今のうちから連携し

ながら、協力しながら情報交換、情報収集というのが、市としてできないのかなということなんですけれども、そういった市民、市内の子供たちのための柔軟なやり方というのは、何か思い浮かびませんか。

○議長（北地範久） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 申し訳ありません。現時点ではちょっと思い浮かびませんので、今後考えさせていただきたいと思います。

○議長（北地範久） 寺岡議員。5回目です。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。ただ、議員という立場をちょっと置いて、一市民、また、子育て世代の1人としてでも、やはりどこに言っていけばいいのか分からないというふうな心配があります。

市のほうが、何か直接できるというのは難しいかもしれませんが、教育委員会のほうと連携しながら、人材確保という市の、市民のための、先ほどのお言葉をお借りすれば、市民サービスの向上ですかね。市民サービスの向上・維持、こういったことにつながると思いますので、県が、県がと言わずに、状況に応じてはお力を貸して差し上げてほしいなというふうに思っておりますので、今後どのような形で市ができるか、研究していただくしかないんですけれども、前向きに取り組んでいただけたらというふうに思います。

こういったところで、細かな部分は予算特別委員会、私も委員の一員になる予定でございますので、また端々で質問をさせていただこうと思います。

この議場では、議会から提案した事項がどのように反映されているのか、確認をさせていただきました。予算特別委員会、いつもどおり長丁場になろうかと思えます。お互い頑張っていければと思いますので、引き続きよろしくお願ひします。終わります。

○議長（北地範久） 続いて、5番、岡和明議員。

〔5番 岡 和明議員 登壇〕

○5番（岡 和明） 5番、岡和明でございます。

小方地区のまちづくり基本構想についてお尋ねします。

小方に建設が予定されている新駅周辺の開発で、1月に基本構想が示されました。しかし、新駅地区が、往来・用地・文化という3つの面で千載一遇の好条件に恵まれているにもかかわらず、これを生かしていない、極めて残念な内容になっています。

根っこにある問題は、時代遅れの駅のイメージにとらわれた構想にあります。どういうものかという、駅周辺住民のための駅、商店舗や住宅に囲まれた駅という、非常に古いイメージにとらわれている。このイメージにとらわれて構想をつくると、自動車が普及する前と同じような、周辺が手狭な駅になり、そういう駅を大竹・玖波間に1つ増やすだけの構想になってしまいます。これでは、車から鉄道への乗り換え、パーク・アンド・ライドのできる、全国的な模範駅をつくる機会を逃してしまいます。

今の案では、2号線、高速道路、岩国バイパスの沿道に潜在しているパーク・アンド・ライド需要の受け皿になれないことはもちろん、玖波駅に駐車できない問題で困っている住民の救済もできません。

道の駅についても、鉄道駅から離れた2号線の海側に建てるというのが今の構想です。

これは、鉄道駅との相乗効果でにぎわいをつくり出す機会を棒に振るもの。しかも体育施設を併設するという、明らかに集客力のない内容になっています。

道の駅に来たら体育施設があったからそこで運動しようとなる例は、ほぼ皆無です。体育施設のために遠方に出かける人も、極めてまれです。施設での運動を目的とする人は、その施設が道の駅に併設であるかどうかを問わず、施設を利用するものです。体育館併設の道の駅という先行事例がなかなか見つからないようですが、当たり前です。そんなのは、他の市町では見向きもされないんです。こんな道の駅をつくって、その一方、駅周辺は民有地で埋めるような案を強行すれば、当初から駅周辺のにぎわいが創出できないだけでなく、極めて近い将来、駅周辺に空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の駅地区になります。

現行の案には、新駅予定地のすぐそばにある本市最大の文化遺産、亀居城を、鉄道駅や道の駅と結合して活用していく案も、観点も欠落しています。現行案は、国内各地や外国からの訪問客の需要の受皿には全くなれない内容であり、素通りのまちと揶揄される本市の現状を永続化し、将来にわたって大竹市の発展の希望を失わせる構想となっています。

一体どんな理由で、こんな不適切な内容になってしまったのか、可能な限り詳しく尋ねます。

まず、新駅地区の特徴を確認しておきます。この地区には、全国を探しても見つからないほど、往来や用地の面で際立った特徴が集中していることに気づいているでしょうか。

まず、往来については、国道2号線沿いである。高速道路の大竹インターチェンジのすぐ近くである。建設中の岩国大竹道路のインターではなくて、そのターミナルがここに集中します。さらに、本市の小瀬川沿いの川手地区や、栗谷や松ヶ原、谷和地区といった山間地区から、市街地通過を最小限にしてアクセスできます。市街地の通過が最小限であることは重要です。時間を読んで駅に着けるといことです。車から鉄道に乗り継ぐパーク・アンド・ライドの潜在的な需要は、極めて大きいんです。

さらに、阿多田航路の乗り継ぎ地でもあります。そんな、探してもめったに見つからないような、道路交通が集中し、パーク・アンド・ライドの潜在需要が極めて大きい場所に、何と、駅予定地と国道2号線の間にあった小学校が立ち退いて、幅100メートル、長さ200メートルもの土地が、市民プールと合わせてですが、2号線に沿って、長く空き地になっているんです。こんな場所は皆さん、ほかに幾つ知っていますか。この小学校跡地を民有地で埋めて、昭和に逆戻りするかのような窮屈な駅をつくらうとするのが、この構想です。

この場所が、往来と用地の面でどれほど特殊であるか、もう少し説明しておきます。

そもそも、鉄道に新駅がつくられるのは、どんな場合ですか。通常はその地域に住宅が増えて、鉄道利用の需要が大きくなったからというわけです。そこに新駅をつくらうとしても、そこは既に過密です。十分なパーク・アンド・ライド駅などつくれません。

ここ半世紀につくられた新駅も、基本はそうです。阿品駅だけは周りが広いですが、失敗しています。自由にできる土地がなく、先見の明もなかったのかもしれない。最近では、この1月末に、可部線の新駅である河戸帆待川駅をパーク・アンド・ライドにする取り組みが発表されました。しかし、それも駅から200メートルも離れた高架下を駐車場に

するという貧弱な計画です。そんなふうにならざるを得ないわけです。

しかし、小方の新駅は違います。2号線に沿って、長い空き地ができています。しかも、これはただのパーク・アンド・ライド駅ではない。この辺に道の駅をつくらうとしているんです。道の駅がなければ、駐車場が広いだけの駅に過ぎません。しかし、小学校跡地に道の駅をつくり、JR駅と隣接させることで、ビジネスの模範となるようなシナジー効果が生まれるんです。分かりやすく言うと、相乗効果が生まれるんです。

市役所が出している基本構想では、道の駅をわざわざ鉄道駅から離れた中学校跡に置いて、鉄道駅に近い小学校跡のほうを民有地に分けるという。信じ難い下策を描いています。小学校跡地を民有地で埋めて、昭和の半ば頃までの感覚で、手狭な駅を1つつくるという構想でよいと本当に考えているのか問います。

壇上からは以上です。

○議長（北地範久） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） よいまちをつくりたいというのは、多くの市民の皆様方の関心事であります。ただ、一人一人が異なる意見をお持ちで、なかなか1つの意見にまとまるということができません。そういう意味で、幅広く御意見を聴きながら、どこかの段階で1つ決断をしなければならぬということになるかと思えます。提案をされての御質問、ありがとうございます。参考にさせていただきます。

それでは、岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小方地区のまちづくり基本構想と議員から提出のあった意見書の相違についてです。

議員が提出された意見書では、冒頭に、本市が平成28年度に策定した小方地区のまちづくり基本構想には、インバウンド旅行者などの需要の受け皿となる観点が欠けているので、代案を示すと記載されています。

小方地区のまちづくり基本構想は、訪日外国人観光客、いわゆるインバウンドなどの需要を主眼に置いて策定していないため、議員の目指すまちづくりの考え方とは、大きく異なります。

具体的には、小方地区のまちづくり基本構想は誰のために実現するのか、また、実現することで市にとってどのような効果が得られるのかという、一番重要な主目的に相違があると考えています。

本市のまちづくりは、市民の皆様の幸せを主目的として考えています。そのため、小方地区のまちづくり基本構想を策定するうえでは、市民の皆様や議員の皆様などの多くの方の御意見や思いを伺い、それらの手順をしっかりと踏んで取りまとめたものであり、住まい、子育て、にぎわいの3本柱と、それらの相互作用として、地域の魅力を活用することを基本方針としています。

本市としては、平成28年度に小方地区のまちづくり基本構想を策定した当時から、市内の産業構造が変革するなどの大きな社会情勢の変化などがない限りは、現行の小方地区のまちづくり基本構想を大きく見直すことは考えていません。

次に、小方小学校跡地にパーク・アンド・ライドができる施設として道の駅を整備すれば、JR小方新駅の需要増に貢献するが、市の活用案では、近い将来、駅周辺に空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の駅地区になるとの御意見についてでございます。

小方小学校跡地は、土地造成特別会計の保有地であり、土地の売却及び貸付収入を繰上償還に充てることで、地方債残高を減少させる財政スキームとしていることは、これまでも、議会にも市民の皆様にも説明をいたしました。

そのため、JR小方新駅ができた場合、住宅や民間事業者の需要や土地の価格も高まる可能性がある小方小学校跡地を道の駅とするのではなく、広島側から岩国側にかけて、AからCの3つの地区に分け、小方地区のまちづくり基本構想の居住・にぎわい交流ゾーンの位置づけのもと、民間事業者の開発に期待する活用案を考えたところです。

A地区については、国道2号の上り側に位置し、国道2号とJRの間で高低差が少なく、周囲に道路があり、活用しやすいことから、借入金利が上昇傾向にあることを踏まえ、本市の財政的な観点などから、令和6年度中に民間事業用地として公募することが、市にとって有益であると判断いたしました。

また、B地区については、マンションなどの中高層住居及び小規模商業施設用地に位置づけていますが、これは商店街を形成するのではなく、住宅地に必要とされるコンビニなどの個店が、マンションなどの中高層住宅地内にできることをイメージしています。

まずは、国道2号沿いで駅前という非常に好立地な場所になりますので、将来において空き家や空き店舗が増え、にぎわいと無縁の地区となる可能性は低いと考えています。

さらに、JR小方新駅、亀居城址駅の設置を円滑に進めるためには、JR小方新駅整備のために移転対象となる住民の方の御理解や協力は不可欠です。

移転の話し合いを前に進めるためにも、移転対象となる住民の方の住環境の変化ができるだけ少なくなるよう、小方中学校跡地ではなく、現在の居住地の近くである小方小学校跡地のC地区に、代替用地を配置すべきと考えています。

続きまして、道の駅に体育館機能を加える利点がないとの御意見についてです。

本市では、一般的な道の駅のイメージである農産物や海産物の販売をメインにした道の駅ではなく、そうした固定概念を変えて、例えば、気軽に体育館で卓球、バドミントン、バスケットボールなどができ、または施設全体がアスレチックやレジャー施設などの遊び体験ができるなど、スポーツや体を動かす体験をメインにした、全国的にも特徴のあるスポーツ・体験型の道の駅を考えていますので、道の駅と体育館を一体的に整備することは、意義があると考えています。

また、体育館と道の駅を一体的に整備することについては、市民の安全を確保するために、耐震性のない総合市民会館の方向性の解決に道筋をつける手段としても、有効であると考えています。

なお、小方中学校跡地にスポーツ・体験型の道の駅を整備することで、晴海臨海公園と一体となったスポーツ拠点とすることができ、既存の総合市民会館の体育館の利用者のみならず、晴海臨海公園の利用者も含め、道の駅の集客数の確保にもつながると考えています。

道の駅を安定的に運営していくためには、周辺地域の方に利用していただくことが重要であり、インバウンドのような海外からの観光客の利用は、副次的な効果としては考えられますが、本市が考えるスポーツ・体験型の道の駅の主な利用者としては考えていません。

また、道の駅の設置場所についても、国道2号の下り側の小方中学校跡地にしているのは、本市や近隣の和木町や岩国市の工場が海側、下り線側にあり、道の駅の設置目的である車両運転者の休憩施設としての役割を十分に果たせると考えたためです。

以上のような、小方地区のまちづくり基本構想、小方まちづくりにぎわい交流ゾーン立地検討業務の結果、そして、道の駅とすることのメリットや課題解決などを総合的に勘案した結果として、スポーツ・体験型道の駅としており、議員の代案については、市民のための観点で考えても、市の活用案より有効性は低いと考えています。

また、亀居公園を鉄道駅や道の駅と結合して活用していく観点が欠けているという御指摘についてですが、小方地区のまちづくり基本構想では、地域の魅力である亀居公園について、JR小方新駅と連動した活用について記載しています。

JR小方新駅が開設されれば、駅から亀居公園までのアクセス道路や駐車場を整備することで、より多くの方が亀居公園を訪れる環境づくりの実現ができる可能性があります。

現状において、具体的な整備内容について決まっていますが、限られた予算や職員数の中では、まちづくりの取り組みに優先順位をつけて実施していく必要があることに御理解をいただければと思います。

最後に、議会における論議も経ずに市民説明会を開き、他の選択肢のない一択の計画として市民やマスコミに示すなど、既成事実化を急いでいるとしか思えないという議員の御指摘についてです。

初めに、本市が1月の議員全員協議会において、小方小・中学校跡地の活用案を説明した目的は、令和6年度当初予算案として、小方地区のまちづくり関連事業を提出するに当たり、本市のまちづくりにとって大きな方針であることから、議員の皆様にも一定期間、考えるお時間が必要であると判断したため、早い段階で情報提供をいたしました。

また、市民説明会については、公式に市民の皆様説明する場を設け、本市の方針に対する市民の皆様への受け止め方を知っておく必要があると判断したためです。

議員全員協議会で方針を説明して、約1カ月半が経過いたしました。小方新駅の設置の是非などの個別の意見はありますが、議員以外に、本市の活用案の大筋の方針に反対する御意見は、本市には届いていません。したがって、本市としましては、手順を踏んで丁寧に物事を進めていると考えており、決して既成事実化を急いでいるわけではありません。

議員も御承知のとおり、行政が行う事業は、完成までに非常に長い時間がかかります。小方地区のまちづくり基本構想も、これまで時間をかけて策定し、その実現のために一歩ずつ取り組みを進めてきました。

今回の方針も、意思決定をして全てが形になるのは何年も先のことになりますが、先を見据え、今、道筋をつけておくことが、行政を担う私たちの責任であり、本市の将来のまちづくりにとって、最良のタイミングであると考えての決断でございます。どうか御理解

いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

以上で、岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（北地範久） 一般質問の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。再開は15時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

1 4 時 4 7 分 休憩

1 5 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、岡和明議員の再質問から行います。

岡議員。

○5番（岡 和明） いろいろ指摘をしましても、引き続き内向きの案に固執しておられるような感じがします。これまでいろんな手順を踏まえているからというようなことを強調しておられますが、自治体が財政破綻するような場合、どの段階かで、1回、あるいは多数回、こういったような、手順を踏まえているからという言葉が出てくるわけです。

財政破綻をしたどの自治体でも、規定上は適切とされる議論を経て、適切な手順を踏んで、財政破綻への道を歩んでいるわけです。これまで議論し、手順を踏んだというのは、その案を強行する理由にはなりません。道を誤っていることが分かれば、どの段階であれ、勇気を持って引き返す。または立ち止まって、来た道が正しかったかどうかを考える、見直す、それが必須なんです。この小方の構想は、まだ入り口に過ぎません。今であれば、無傷で引き返すことができるんです。中学校跡地というのは、この横から見ると広いようですが、実際は間口が非常に狭いんです。実質は僅か100メートルです。

廿日市市大野に、まちの駅ADOA大野というのがあります。あそこは、その隣の廿日市市役所大野支所の駐車場と共用して、それをあわせて駐車場にしていますが、小方中学校の間口というのは、それよりも大幅に狭いんですよ。しかも中学校跡地というのは、横から入れる土地でもありません。正面から入るしかありません。そうすると、その狭い間口に出入口をつけなければならないんです。

そして、駐車場を広く取ろうと思えば、奥へ奥へと伸びていかざるを得ない。そんなところに、先ほど言われたような大型トラックが入るんでしょうか。とても入ろうとは思わないでしょう。危ないです。

そもそも、車が国道を通って5秒で通過するような場所には、十分な右折レーンもつくれません。下り車線のほうがいいのか、そういう細かいことをおっしゃるのであれば、私もあだこうだ言うのは嫌ですが、中学校の跡地というのは、道の曲がりの内側にあるということも指摘せざるを得ません。内側にあるということは目立たない、入りにくい、そういう不利な場所なんです。この構想を強行すると、結局のところは、中学校跡地は広いと思って期待したが、結局こんな地味な道の駅ができたのかと。しかも体育館併設かとなるのは見えています。こんなところに大竹市を導いてはなりません。これに対する答弁があれば、これについても聞きます。

また、小学校のところにJR駅をつかって、土地の価値を上げようという、こういうお話ですが、駅周辺を民有地で埋める構想では、新駅そのものの実現が難しいのではないかとということも指摘しておきます。それをはっきり示す例が、この基本構想の中そのものにあります。それは、昨年9月に、小方中学校区で行ったアンケート調査です。3日前、金曜日のこの会議の一般質問で、他の議員が質問しました。

それは、このアンケートの結果に基づいて、結局のところ、大竹駅や玖波駅の利用者が、一部新駅に流れてくるに過ぎないのではないかとというのが、その議員の懸念でした。そんな新駅を果たしてつくるべきなのかと、その議員は疑問を示されました。

私は新駅はつくるべきと考えており、その議員とは意見は違います。しかし、その議員の懸念は極めて当然です。駅周辺住民のための駅とか、住宅に囲まれた駅というふうになれば、これまで大竹駅や玖波駅に行かざるを得なかった小方地区の住民が、新駅を使うだけの話です。要するに、ゼロサムゲームになるんです。

これでは、JRも食いついてこないのは当然です。それは大竹駅、玖波駅の乗降客が減って、小方に移るだけですから、JRにとっても何ら魅力的な話ではないんです。客は増えないのに、電車を止めなければならない場所が1つ増え、運行時間は間延びし、列車はのろくなる、そういうわけです。

そうはいつでも、私どもの立場としては、本市の行政センターや阿多田航路の乗り継ぎを考えれば、新駅設置要望も無視できません。しかし、その一方で、金曜日に他の議員が示したような懸念もあります。皆さんでしたら、どうしますか。

実は、この両方を満たす解が1つあるんです。それが、先ほどから言っている、周辺からの鉄道利用需要を創出しながら、その受け皿になる本格的なパーク・アンド・ライド駅を創出することなんです。そして、阿多田航路の便利な乗り継ぎ地として、阿多田の経済や文化を振興し、阿多田の関係人口を増やし、航路の利用を拡大する、それによって駅利用者も増やしていく、これです。

言いましたように、国道2号線、高速道路のインター、岩国大竹道路のターミナル。本市の山間部には潜在的な需要があります。鉄道駅隣接型の道の駅をつかって、そこにレンタカーサービスもあれば、この駅で乗り降りして、地域を観光する人も増えます。この考え方は間違っていますか。答弁をお願いします。

○議長（北地範久） 課長。

○企画財政課長（三井佳和） 私のほうからは、2点お答えをいたします。

初めに、財政破綻、何をもって財政破綻と言われているのか、私にはちょっとよく分かりません。これまでも、安定した行財政運営を行うために、3つの柱、市債を減らしていくということ、そして、基金を増やしていくということ、それから、まちづくりへの投資をしていくこと。この3つをコントロールしながら、しっかりやらせていただいております。おかげさまで、平成17年と比べまして、市債残高が全体で100億円以上が減りました。また、基金残高も倍以上になっております。

皆さんも御承知のように、まちづくりの投資においては、大竹駅周辺整備事業をはじめ、晴海臨海公園、小・中学校の建て替え、給食センターの整備、そのほか、いろいろと投資

も行ってきております。したがって、財政健全化法に基づく4つの指標においても、本市は、随分数値もよくなってきたことは御承知のとおりだと思っております。

次に、2点目の小方中学校の間口が狭いという点でございます。

道の駅を整備する、当然、今目指しておりますのは、国土交通省と一体型に整備する道の駅でございます。ほかの道の駅も同様に、2号線からアクセスする場合は、道路改良を行います。ですので、現行の市道等の2号線の形状だけを見て判断をするというのは、少し早いのかなというふうに思います。当然、国土交通省と話をすることで、形態が変わってきます。

以上です。

○議長（北地範久） 建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） 私からは、小方新駅のアンケートの件でお話しさせていただきます。

先日の山崎議員の答弁にもありましたが、小方新駅のアンケート、住民の方々に取ったものでございます。この結果については公表しており、また、先日の山崎議員の御懸念である、新駅の利用者が少ないのではないかとということについても、先日前お話ししたとおりでございます。

このたび、小方新駅の利用者の見込みを立てるに当たりましては、住民アンケートの結果だけでなく、周辺の企業や訪れる方、また、今後のまちづくり等も加味して数字をつかってまいり、この数字をもってJRと話をしていく所存でございます。このため、住民アンケートの利用者の結果だけで物事が決まるものではないということを説明させていただきます。

○議長（北地範久） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 私からは、ちょっとパーク・アンド・ライドについてお話しさせていただきます。

今年度行いました住民アンケートでは、駅の機能として、駐車場の整備を求める声が多くありました。その利用の目的が、駅の送迎や切符等の購入などのための駐車場なのか、岡議員が考えられているようなパーク・アンド・ライドとしての駐車場なのか、そのニーズの把握はできていないため、駅の機能として、パーク・アンド・ライドの必要性は、現時点で判断できません。駅の機能として、パーク・アンド・ライドを目的とする駐車場を公共で整備する場合は、ニーズや規模、採算性などについて、十分検討する必要があると考えます。

岡議員のほうは今まで提案されているパーク・アンド・ライドのイメージは、無料の駐車場というイメージと捉えております。議場で岡議員が説明された、河戸帆待川駅ですね。この取り組みについて、新聞記事をちょっと読ませていただきました。こちらのほうは、可部線の終点の1つ前の駅ですね、国道54号線の可部バイパスの高架下を使って、国土交通省から無料で敷地を借り受けて、そこで管理運営を行う事業者を募集して整備しようとする計画でございます。当然ここも、やはり有償での道の駅、パーク・アンド・ライドということを考えていらっしゃると思います。ということ踏まえたと、やはり再度言いますが、

採算性とかを十分考慮して実施しないとできないと考えます。

以上でございます。

○議長（北地範久） 岡議員。

○5番（岡 和明） まず、財政破綻というのは、本市がこれで財政破綻をすると言っているわけではないです。自治体が、何らか不適切な状況、あるいは間違っただけの企画に陥ってしまうということの象徴として財政破綻を言っているわけですので、あまり意味がありません。

そして、もう1つ、私はこの問題で、往来と用地と、そして、文化の3つ、千載一遇の機会があるのに、文化、それを生かしていないというふうに言いました。そのうちの文化は、実は今までやったワークショップの中でも、参加者から何度も出ているんですが、これが、ここで検討された跡が全く見られないんですね。

実は、これがもう全く抜け落ちているのですが、それはどういうことかという、新駅というのは、本市最大の文化遺産である亀居城の、真下のような位置にあるわけです。新駅から亀居城を見上げるような位置にあります。こんな場所に新駅ができる機会というのは、日本中探してもそうたくさんはありません。しかも、本市が外来者の往来ルートから外れた地域にあるならともかく、国内外で非常に注目度の高い旅行先である、広島、宮島、岩国をつなぐルート上にあるわけです。

広島、宮島は、日本で最も評価の高い観光地域になったこともあります。瀬戸内海は、以前この場で紹介しましたように、5年前にニューヨーク・タイムズで、世界の行くべき52カ所に選定され、ナショナルジオグラフィックで世界一に選ばれました錦帯橋のある岩国市は、本市の隣です。また、その向こうには、またしてもニューヨーク・タイムズで、2024年行くべき世界の52カ所に選ばれ、その3番目に紹介された山口市に、道が続いています。こういった条件を考えたことがあるか、これもちょっと答弁をお願いします。

そして、この基本構想が出てきた1月の1週間後の1月25日には、広島市宇品のグランドプリンスホテルの大広間で、広島県市議会議長会による議員研修会がありました。そこでは、小松崎友子氏の、これからの観光戦略、地域の魅力を発信すると題する講演がありました。インバウンド客に対する視点の必要性を強調する内容でした。

この講演には、本市の議員も全員参加しましたが、蚊帳の外です。県内の海沿いの各市の議員は、この公演に触発され、既にある資源をどう活用するか思いを巡らせたでしょうが、本市の議員だけ真っ白だったのではないのでしょうか。

今から8年前の2016年、政府は、世界が訪れたい日本へと副題のついた、明日の日本を支える観光ビジョンを発表しています。そこでは、観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に、をスローガンにしています。さらに、全国的に美しい町並みを整備することも呼びかけています。そして、2020年をめどに、原則として全都道府県、そして、全国の半数の市区町村で、景観計画を策定することを求めています。大竹市は何をしてきたんでしょうか。

大竹市に本当に資源がなければ、仕方ありません。しかし、亀居城を抱えている。それがまた市民さえ行かないような山奥にあるならともかく、市役所の真ん前、国道2号線

のすぐ脇、市最大の商業地区のすぐそば、そして、新駅から今度は見上げる場所にあるわけです。これからも知らん顔を決め込むのでしょうか。これからも知らん顔を決め込むつもりでいるのかどうか、これもできれば答弁をお願いします。

今、小学校跡地に、JRの新駅、道の駅、史跡・文化財の訪問者が共通して利用できる、融通性の高い駐車場を持つ道の駅をつくっておけば、小方旧市街を通過して、瀬戸内海の絶景を見ながら、厳神社、桜山、亀居城に登っていく、非常に価値ある道をつくっていけるんです。

逆にここで、小方小学校跡地を私有地で埋めて、窮屈な駅を1つつくってしまうと、そうした道は絶たれます。そうすると、亀居城に来るといっても、裏側の日の当たらない急斜面を登ったり、狭い傾いた駐車場に車を止めたりして、石垣を見るだけのつまらない場所になってしまいます。そんなことでもいいのかということも、答弁を、できればお願いします。

それよりも、和田家の長屋門のある小方旧市街や絶景の島々を望む由緒ある厳神社、これらはいずれも新駅側にあります。小方ヶ丘側の目立ちもしない狭い駐車場からでは、小方旧市街も厳神社も、縁はありません。

厳神社は、亀居城の妙見丸というくるわなんです、実は。今は無粋な金属製のフェンスで囲っていますけれども、ここに白壁でも整備しようものなら、瀬戸内海の絶景を眺める生きた史跡として、価値を発揮するんです。

新駅隣接型の道の駅をつくり、広い多目的の駐車場を、道の駅利用者、JR駅利用者、市外からの亀居城訪問者に自由に使ってもらうだけでなく、亀居城のイベントに市民が集うための駐車場としても利用してもらおう。そうしてこそ、亀居城のイベントも活性化します。

今まではどこに駐めていたんですか。すぐこの駐車場とか、なか川製麺の駐車場ですよ。それでは、イベントのにぎわいというのは確保できません。何の商業的な効果もありません。

それよりも、そういう駐車場は、道の駅と共通、JR駅と共通の場所にして、そして、駅地区のにぎわいを確保する。それがさっきから言っているシナジー効果、相乗効果なんです。

まだその駐車場のイメージというのがわからない人がいるようなので、それもちよっと言っておきます。

小学校跡地に、このあたりで言えば宮島サービスエリア、あるいは若干遠くでよければ、山口県阿武町に、道の駅があります。道の駅阿武町といいます。萩市の近くです。実は、ここは道の駅発祥の道の駅というふうにされています。ぜひ、行ってみてください。そういう間口の広い道の駅をつくるんです。

そして、繰り返しになりますが、道の駅利用者も、JR利用者も、亀居城訪問者も、自由に利用できる駐車場をつくるんです。そうすれば、それらを利用する人、そして、小方旧市街を散策する人、そして、史跡イベントにも、ここから集えて行けるわけです。

残念ながら、大竹市の長年の文化政策の欠落で、西国街道の重要拠点で史跡も豊かだっ

た小方旧市街は、今や青息吐息ですよ。ここが散策路に当たれば、来訪者向けの店も現れて、また息を吹き返すでしょう。

駐車場をつくるときの留意点ですが、決して利用目的別に区画をつくったりとか、有料駐車場にして料金を稼ごうとか、そういう目先の利益を追うのではなくて、開放的で融通性のある駐車場をつくって、人を呼び込むんです。間口の広い道の駅とか、あるいは自由に使える敷居の低い駐車場というのは、これは何よりの道の駅の広告です。そうやって、道の駅のにぎわいをいつまでも確保する。そして、道の駅とひとつながりの建屋として文化施設をつくれれば、そこにもぎわい、大竹市の文化も振興します。そうやってシナジー効果、相乗効果を生んでいきます。これについてのお考えも、できればお答えください。

○議長（北地範久） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 質問、たくさんありがとうございます。ちょっと漏れてたら申し訳ないんですが、一番最初の御質問からお答えをいたします。

小方地区のまちづくり基本構想において、大竹市は通過点であるというところが論議されたのかという御質問だったと思います。

構想の中にもありますが、まちづくりの課題に、通過点から立ち寄りスポットへの転換と交流の促進、近隣の有名観光地からの誘客というのがございますので、しっかり論議をされて、その結果としてまちづくりのコンセプトを、気になる大竹、気に入る大竹とされたんだと思います。

2点目、亀居公園の活用というところですかね。当然、このまちづくり基本構想の中に、亀居公園も含まれております。また、市長も以前より、駅ができれば亀居城へのアクセス、そして、駐車場を整備して、しっかり活用しようというのを言われております。そこは議員の御意見と同一するものだと思います。

3点目、インバウンド客は知らんぷりなのかというところでございます。知らんぷりするつもりはございません。インバウンド客も大竹市に来ていただいたら、しっかり楽しんでもらって帰っていただくというのは当然だろうと思います。

ただ、何となくターゲットがちょっと違うのかなというところを御理解いただきたい。この基本構想で行きますと、住まい・子育て・にぎわいの3本柱に、地域の魅力というところである場合に、ちょっとインバウンドという想定ではなくて、大竹市外、もう少し市外の方に来ていただいて、そして、大竹市を知ってもらって、そして、住んでもらって子育てしてもらってというところを想像しているんだろうと思います。決してインバウンド客を知らんぷりするつもりはございません。

以上です。

○議長（北地範久） 建設管理監。

○建設管理監（見当邦晴） J R小方新駅と道の駅とのシナジーがあるということで、駐車場を共有することで、さらに効果が高まるのではないかという御質問だと思います。

当然そういった御意見、可能性もあると思いますが、やはりパーク・アンド・ライドを対象とすることになりますと、その方が、例えば、何日も無料の駐車場に止め続けることが果たしてよいのかどうか。これはパーク・アンド・ライドにいろんな市町が取り組んで

いる中でも、実際には公共が無料で駐車場を整備したというのは、なかなか事例が少ないです。

というのが、やはり市民サービスに対する対価というのは、どうしても必要になる可能性があるので、そういったことについてもしっかりと議論して、決定する必要がございます。

そういう観点で行きますと、道の駅は車の休憩施設になりますので、車が駐まって施設で休んだり、こういったことが想定されますが、それと同じエリアにパーク・アンド・ライドを広く構えるということになると、先ほどのようなしっかりとした議論が必要になると考えておりますので、この場では、確定したお話をすることが難しいという状況でございます。

以上です。

○議長（北地範久） 岡議員。

○5番（岡 和明） パーク・アンド・ライドのところ、何日も続けて止めると困ると、こういうような話ですが、それは今までのような狭い、要するに、そこに新駅の需要ができたから、その人口が密集して既に過密なところにつくるような、要するに河戸帆待川駅のようなものですね。だからそういう問題が起きるわけです。だから、そういう問題を当初から避けてつくれるだけの、今ここに土地があるわけですから、それはぜひ、御検討ください。

そして、今この議場にいる大半の世代からすると、観光というのが、何かあまり経済とは関係ない、ただの遊びだというふうに思っている人が、実はこの世代からするとほとんどなんですね。

観光というのは、実は経済なんです。そして、インバウンドというのは輸出なんです。国際収支上から見ると、インバウンド客を受け入れ、そこで消費してもらうというのは、これは輸出に相当するんです。これだけで、大竹市の経済も、今後こういう面を基に回していくこともできる。これは市民の幸せと関係ないと、私は到底思えません。

この機会を逃すと、この機会は今二度と大竹市には巡ってきません。そうであるのに、今、大竹市は、他の市町が見向きもしてこないような、体育館併設の道の駅というのを、中学校の跡地につくろうとしています。そして、この計画に向けた調査を、2,000万円余りかけて行おうとしているんです。これは適切と言えるでしょうか。

調査を請け負うコンサル会社にとっては、これは発注者はよいお客さんですよ。もう色よい調査結果が出てくるのは、目に見えています。財政破綻した各自治体というの、そういう色よい楽観的な事業化調査報告書を受け取って、それに基づいて破綻への道を歩んでいったわけです。そういう調査に、今2,000万円を慌てて支出するというのはいかかなものか、ぜひ、見直しをお願いします。

ただ、そうはいつでも、それをやめるように言われただけでは、次に何をしたらいいかというのは、もしかすると途方に暮れるかもしれません。私がちょっと、もう少し建設的な代案を、そして、それに誰でも納得できるような、より安価な代案を出しておきます。

それは、もう少し簡易な比較予想調査を、コンサルタントに発注します。どういう比較

かという、道の駅を小学校跡に置いた場合と、もう1つは、中学校跡において、駅周辺を今のように民有地で埋めてしまうという案では、どちらが効果的かという予測調査を依頼するという事です。中学校跡を道の駅と決め込んで、そこに2,000万円を支出するよりも、まずこれをやってみてください。

ここはもう要望で、この質問は終わりにしたいと思います。いろいろと御答弁ありがとうございました。ぜひとも、本市の未来に向けて、ともに歩んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（北地範久） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っています。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました、予算特別委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、予算特別委員会の委員に、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員、11番、西村一啓議員、15番、寺岡公章議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第17〔一括上程〕

議案第17号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第18号 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第27号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第31号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第32号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）

○議長（北地範久） 日程第11、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、小田上尚典議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和6年2月29日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第17号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について                                  | 原案可決  |
| 議案第18号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第19号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                                  | 原案可決  |
| 議案第27号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について                                             | 原案可決  |
| 議案第29号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                                                  | 原案可決  |
| 議案第31号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                                                     | 原案可決  |
| 議案第32号 | 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）                                                     | 原案可決  |

令和6年2月29日

大竹市議会議長 北地 範久 様

総務文教委員長 小田上 尚典

〔総務文教委員長 小田上尚典議員 登壇〕

○総務文教委員長（小田上尚典） それでは、2月29日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、同日、委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第27号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての2件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「議案の概要の中に、一定の要件を満たす企業職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためとあるが、一定の要件の内容について何う」との質疑に対しまして、「企業職員の会計年度任用職員の勤勉手当の支給要件については、大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定める要件を準用するよう考えている。具体的には、任期の定めが6カ月以上で、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上

の会計年度任用職員に適用する」との答弁がございました。

次に、「在宅勤務等で10日を超えた場合、3,000円の手当が支給され、その分、通勤手当と減額調整するということであるが、具体的な内容について伺う」との質疑に対しまして、「1カ月間の勤務を要する平均日数から、在宅勤務等を命じられた日数を差し引いた日数の往復運賃の額が、月額通勤手当となる。定期券を購入している場合は、定期券を解約して払い戻しを受け、新たに在宅勤務等の期間の通勤手当を支給される。公共交通機関以外の自動車やバイクで通勤する場合は、在宅勤務等を命じられた期間の月額通勤手当を半減することになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、本件では、「総合整備計画を策定することによる補助率について伺う」との質疑に対しまして、「総合整備計画を策定することにより、地方負担分については、辺地対策事業債を充当することができる。この起債は充当率が原則100%であるため、事業費の全額に充当できる。また、元利償還金の80%は、後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「指定管理期間が1年間である理由について伺う」との質疑に対しまして、「指定管理については、平成18年度から実施しており、平成29年度までは指定管理期間が1年間であった。平成30年度から3年間の指定管理に変更したが、令和3年度以降は1年間の指定管理期間に戻った。大竹市としては、令和3年度以降も長期の指定管理期間という形で協議を進めてきたが、現在の指定管理者の組織合併や組織内の改変等があり、1年間の業績を見極めて判断したいとの意向が強いため、指定管理期間が1年間となっている。今後も大竹市としては、指定管理期間は長期で行っていただけるように協議を続けていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第7号）でございますが、本件では、「8款土木費の晴海臨海公園整備事業で、令和5年9月定例会で2,400万円増額する補正予算を可決したが、今回の補正予算で800万円減額した理由について伺う」との質疑に対しまして、「晴海臨海公園整備事業については、令和5年度当初予算で、北側駐車場等整備工事として1億800万円計上していたが、公園利用者からの要望を踏まえ、延長が230メートル、幅員が6.5メートルの幹線園路を早期に整備するため、9月定例会で2,400万円増額する補正予算を可決していただいた。その後、入札による予定価格と落札金額の差額や工事出来高見込みを考慮した結果、不用額が800万円見込まれるため、減額の補正を行った」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第31〔一括上程〕

議案第14号 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について

議案第15号 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について

議案第16号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第20号 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議案第21号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部改正について

議案第22号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第24号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第25号 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第26号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第28号 大竹市水道条例の一部改正について

議案第30号 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）

議案第33号 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（北地範久） 日程第18、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定についてから、日程第31、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）に至る14件を一括議題といたします。

本14件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、細川雅子議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和6年2月29日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第14号 | 大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定について                        | 原案可決  |
| 議案第15号 | 大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定について                       | 原案可決  |
| 議案第16号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                            | 原案可決  |
| 議案第20号 | 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について    | 原案可決  |
| 議案第21号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                            | 原案可決  |

|        |   |      |
|--------|---|------|
| 議案第23号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                | 原案可決 |
| 議案第24号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について                      | 原案可決 |
| 議案第26号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について      | 原案可決 |
| 議案第28号 | 大竹市水道条例の一部改正について                                  | 原案可決 |
| 議案第30号 | 工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）                           | 原案可決 |
| 議案第33号 | 令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                       | 原案可決 |
| 議案第34号 | 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）                        | 原案可決 |

令和6年3月1日

大竹市議会議長 北地 範久 様

生活環境委員長 細川 雅子

〔生活環境委員長 細川雅子議員 登壇〕

○生活環境委員長（細川雅子） 報告に先立ちまして、風邪を引きまして、このような声になってしまっております。大変聞き苦しいこととは思いますが、どうぞ御容赦ください。

それでは、2月29日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案14件につきまして、3月1日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第14号大竹市晴海臨海公園整備基金設置条例の制定についてでございますが、本件では、「晴海臨海公園整備基金設置後の具体的な環境整備、構想について伺う」との質疑に対しまして、「晴海臨海公園については、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、防衛省の交付金等を活用し、環境整備を推進している。令和6年度は、公園西側エリアの駐車場、周回園路、防球ネット等の整備を予定しているが、事業規模が大きく、工期も令和7年度までかかる見込みのため、令和6年度から令和7年度にかけての継続費を計上するとともに、このたび設置予定の基金に、防衛省の交付金を積み立て、早期の工事完成を目指す。また、令和7年度以降については、多目的グラウンドの施設整備やこども広場の遊具、シェルター等の整備を行う計画としている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第15号大竹市自転車等駐車場設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では、「今後の管理の方法はどのように考えているか。また、料金体系の見直し等は考えているか」との質疑に対しまして、「西口駐輪場と現在工事を進めている東口駐輪場は、令和6年9月1日より供用開始し、市が直営で管理する。駐輪場の利用料金については、現在ある周辺の民間駐輪場の経営を圧迫しないよう、また、利用者に混乱を生じさせないよう、これまでのサイクルパーク大竹の料金体系を維持し、運営する。なお、今後、使用期限の満了に伴い、運営が撤退する可能性がある玖波駐輪場と大竹駅東口・西口駐輪場を一括して指定管理とすることを考えており、その際、利用状況や他の自治体の駐輪場の料金を考慮し、料金体系の見直しを検討していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第26号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第30号工事施行協定の変更について（大竹駅自由通路等）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では、「今後、プレジャーボートを係留することに対して、使用料を徴収することになっているが、今回の条例改正と関係があるのか伺う。また、阿多田漁港と玖波漁港が対象であるとの説明であるが、小方港は含まれないのか伺う」との質疑に対しまして、「プレジャーボートの係留については、令和7年4月より使用料を徴収する予定になっているが、今回の法改正において特に関係はない。小方港については、県の管理する港湾施設であるため、条例改正の対象に含まれない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第16号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「発行業務以外の相談等にどのように対応するのか伺う」との質疑に対しまして、「証明書発行以外にも、文書の取り次ぎなど、現在、木野支所で実施している事務については、基本的に行われる形で協議を進めていく。行政手続に関連する相談業務については、行政知識を持った市の職員が行う必要があると考えており、郵便局の職員に委託できないものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「退職者医療制度の概略について伺う」との質疑に対しまして、「退職者医療制度とは、会社になどに長く勤めていた方が、医療の必要性が高まる退職後に会社などの健康保険から国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを抑えるためにつくられた制度である」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「第8期介護保険事業計画では、介護保険料が広島県でもトップレベル、全国でも50位以内に入るような安さである。今回の新しい計画においても、多少基準額が上がるとはいえまだ低い、その要因を伺う」との質疑に対しまして、「介護保険料が低い要因について、第9期計画策定に関し、県から派遣していただいたアドバイザーに検証していただいたところ、大竹市は医療資源が全国平均と比較して多く、重度の要介護者は、病院など医療施設に入る。介護サービス費ではなく医療費を使って治療生活する割合が高く、大竹市の後期高齢者医療の加入者1人当たりの医療費は全国でも高水準であり、大竹市では、要介護者でも医療費を利用される方が比較的多いことから、介護サービス給付費を低く抑えられていることが要因の1つであると考察される」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「介護施設と在宅介護の違いを伺う」との質疑に対しまして、「介護施設というのは、特養と言われる介護老人福祉施設、リハビリをする専用施設で、老健と言われる介護老人保健施設、療養型と言われる介護療養病院の3種類ある。これまで家庭で介護を行ってきたが、世の中や家庭のあり方が変わり、家庭の介護力というものがだんだん落ちてきている。介護度が低い場合は、訪問介護やデイサービスを利用し、介護度が高くなってくると、施設サービスを利用する。また、小規模多機能型や看護小規模多機能型と言われる新しい形態も出てきている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第25号大竹市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「施行日までにどのような方法で周知をしていくのか伺う」との質

疑に対しまして、「商工会議所が作成する会報に記事の掲載と市が作成する啓発チラシの配布をしていただくよう協議を行っている。また、収集運搬処理を担っていただいている一般廃棄物処理業の許可業者に啓発チラシを配布していただくなど、排出事業者への周知依頼を検討している。今後、市広報とホームページにも掲載する予定である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第28号大竹市水道条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第34号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第4号）でございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第33号令和5年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案14件の審査報告を終わります。お聞き苦しくて、大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（北地範久） ただいまの報告に対し、これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本14件を一括採決いたします。

本14件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本14件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本14件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月24日までの13日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月24日までの13日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

御通知いたします。

この後、16時5分から第1委員会室において、正副委員長互選などのため、予算特別委員会を開催いたします。その終了後、総務文教委員政策研究会、生活環境委員政策研究会、総務文教委員協議会、議会のあり方調査研究特別委員会を、順次、第1委員会室で開催する旨、委員長から通知を受けております。

また、3月25日の本会議は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による通知はいたしません。お含みのうえ、御参集お願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

15時58分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月11日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓

大竹市議会議員 山 崎 年 一